

# 平成 22 年度 財務諸表解説

平成 23 年 11 月

独立行政法人  
産業技術総合研究所

## 目次

1.	はじめに.....	3
1.1.	凡例.....	3
2	法人の概要.....	4
2.1.	産総研のミッション.....	4
2.1.1.	産総研の業務.....	4
2.1.2.	本格研究の推進.....	4
2.2.	中期目標期間.....	5
2.3.	産総研の規模・機構.....	5
2.3.1.	研究実施体制.....	5
2.3.2.	会計関連業務の分担体制.....	6
2.4.	法人の会計方針.....	6
3.	独立行政法人の会計制度.....	8
3.1.	政府出資.....	9
3.2.	運営費交付金.....	9
3.3.	施設整備費補助金.....	9
3.4.	目的積立金.....	9
3.5.	自己収入（受託収入等）.....	10
3.6.	独立行政法人固有の会計処理.....	10
3.6.1.	運営費交付金に係る会計処理.....	10
3.6.2.	施設費に係る会計処理.....	10
3.6.3.	自己収入（受託収入等）.....	10
3.6.4.	特定償却資産に係る会計処理.....	11
3.6.5.	中期目標期間最終年度における会計処理.....	12
4.	平成 22 年度決算の特記事項.....	13
4.1.	東日本大震災.....	13
4.1.1.	産総研における被害状況.....	14
4.2.	組織再編.....	14
4.2.1.	会計業務の分散配置.....	14
4.2.2.	業務経費及び一般管理費計上基準の変更について.....	15
4.3.	技術研究組合への参画.....	16
4.3.1.	資金の流れの変化.....	16
4.4.	固定資産の減損の認識.....	17
4.5.	売却した土地の土壌汚染に係る瑕疵 担保責任について.....	17
5.	運営状況及び財政状態の概要.....	18
5.1.	貸借対照表.....	18
5.1.1.	有形固定資産.....	19

5.1.2.	資本金及び資本剰余金	19
5.1.3.	利益剰余金	19
5.2.	損益計算書	21
5.2.1.	経常費用	22
5.2.2.	経常収益	22
5.3.	キャッシュ・フロー計算書	23
5.4.	行政サービス実施コスト計算書	23
6.	収入及び支出決算の概要	24
6.1.	収入決算	24
6.1.1.	受託収入	26
6.1.2.	その他収入	27
6.2.	支出決算	28

## 1. はじめに

独立行政法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）は、鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその成果の普及を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資するため、旧工業技術院に置かれていた 15 の試験研究所及び旧通商産業省に置かれていた計量教習所を統合し、平成 13 年 4 月に発足した。

中央省庁等改革基本法（平成 10 年 6 月 12 日法律第 103 号）において、独立行政法人は業務の実施にあたって「効率的かつ効果的に行わせるにふさわしい自立性、自発性及び透明性」を備えるべく制度設計されており、独立行政法人通則法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 103 号、以下「通則法」という。）に基づき、毎事業年度財務諸表を作成し、これを公表しなければならないとされている。

独立行政法人の財務諸表は、第一に当該法人の業務の遂行状況についての適確な把握に資すること、第二に当該法人の業務の適正な評価に資するため、独立行政法人会計基準に従って作成される。

ただし、公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算を前提としないなどの独立行政法人の特殊性を考慮して、独立行政法人会計基準は企業会計原則に必要な修正が加えら

れたものとなっており、その結果、通常業務を行った場合には基本的には損益がフラットになるように設計されている。

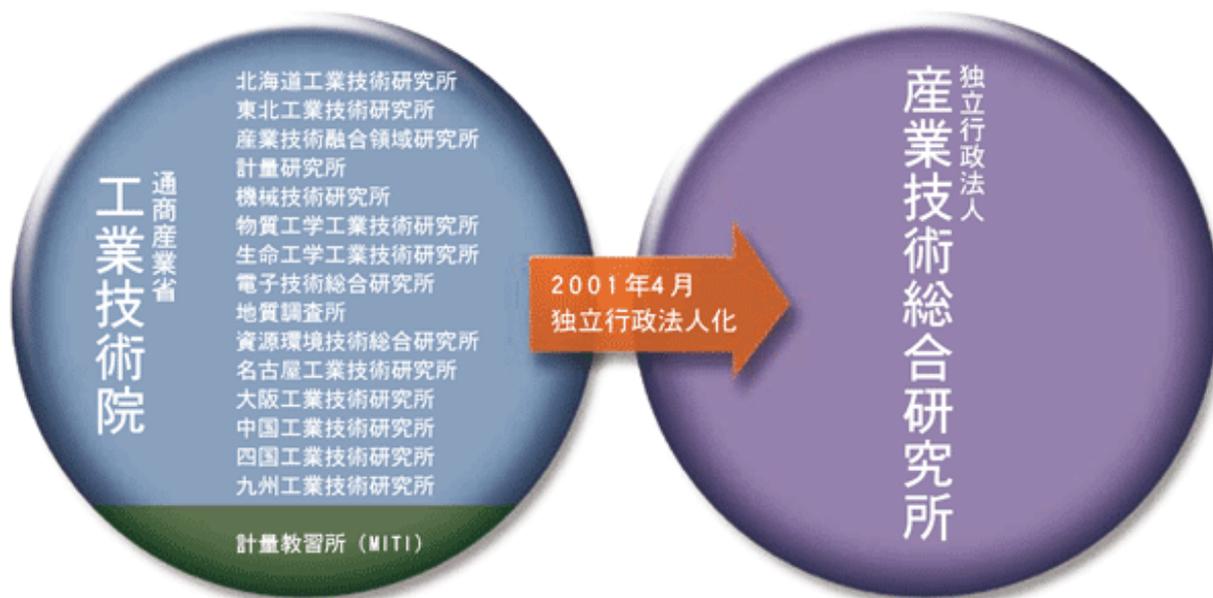
このため、損益計算書は企業のように経営成績ではなく運営状況を表すものとされており、研究開発型<sup>1</sup>の独立行政法人である産総研においても同様である。

以上のように財務諸表の解釈に留意すべき点があるとしても、そこに表れる運営状況ないし財政状態は国民への説明責任を果たすのみならず、経営上も有用な情報である。本書はこの目的のため、産総研の平成 22 年度財務諸表に解説を加え、財務指標等の分析を試み、会計情報を活用して業務運営の効率化の推進に資するために執筆された。

### 1.1. 凡例

- ① 本文中においては、断りのない限り表示桁未満を四捨五入。
- ② 図表においては、断りのない限り各項目の表示桁未満を四捨五入するため、合計と一致しないことがある。

<sup>1</sup> 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成 20 年 6 月 11 日法律第 63 号）別表に掲げられる 32 独立行政法人を指す。



## 2 法人の概要

産総研は、鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその成果の普及を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とし（独立行政法人産業技術総合研究所法（平成 11 年 2 月 22 日 法律第 203 号、以下「産総研法」という。）第 3 条）、平成 13 年 4 月に旧工業技術院の研究所等を統合して発足した、国内最大級の公的研究機関である。

### 2.1. 産総研のミッション

#### 2.1.1. 産総研の業務

産総研の業務の範囲は、産総研法第 11 条第 1 項各号に以下のとおり定められている。

- ① 鉱工業の科学技術に関する研究及び開発並びにこれらに関連する業務を行うこと。（第 1 号業務）
- ② 地質の調査を行うこと。（第 2 号業務）
- ③ 計量の標準を設定すること、計量器の検定、検査、研究及び開発並びにこれらに関連する業務を行うこと並びに計量に関する教習を行うこと。（第 3 号業務）
- ④ 前三号の業務に係る技術指導及び成果の普及を行うこと。（第 4 号業務）
- ⑤ 産業技術力強化法（平成 12 年法律第 44 号）第 2 条第 2 項に規定する技術経営力の強化に寄与する人材を養成し、その資質の向上を図り、及びその活用を促進すること。
- ⑥ 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

これらの業務をそれぞれ、第 1 号業務、第 2 号業務のように呼ぶことがあり、支出に係るセグメントも原則としてこの分類に従っている。（図 1）

また、同条第 2 項では計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 148 条第 1 項及び第 2 項の規定による立入検査を行うことが規定されている。

これら産総研が実施する業務の方法は、独立行政法人産業技術総合研究所業務方法書（以下、「業務方法書」という）に定められており、例えば第 1 号業務（鉱工業の科学技術に関する研究及び開発）の方法の一つとして、受託研究（第 4 条）や共同研究（第 6 条）を実施することができる。

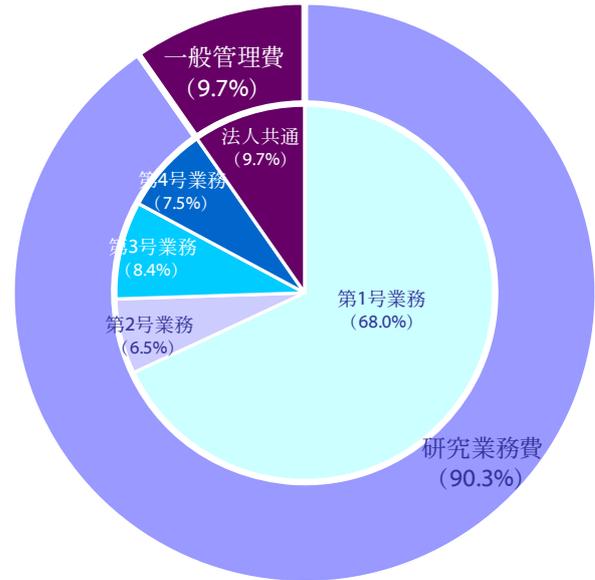


図 1 事業費用のセグメント別内訳

#### 2.1.2. 本格研究の推進

産総研では、未知現象より新たな知識の発見・解明を目指す研究を「第 1 種基礎研究」、経済・社会ニーズへ対応するために異なる分野の知識を幅広く選択、融合・適用する研究を「第 2 種基礎研究」と位置付け、「第 2 種基礎研究」を軸に、「第 1 種基礎研究」から「製品化研究」に至る連続的な研究を「本格研究」として推進している。

定義	活動
<b>「第 1 種基礎研究」</b> 未知現象を観察、実験、理論計算により普遍的な理論（法則、原理、定理など）を発見、解明、形成するための研究をいう。	発見・解明
<b>「第 2 種基礎研究」</b> 特定の経済的・社会的な必要性（ニーズ）のために、既に確立された複数の普遍的な知識（理論、法則、原理、定理など）を組合せ、観察、実験、理論計算を繰り返し、その手法と結果に規則性や普遍性のある知見及び目的を実現する具体的道筋を導き出す研究をいう。	融合・適用
<b>「製品化研究」</b> 第 1 種基礎研究、第 2 種基礎研究及び実際の経験から得た成果と知識を利用し、発明された新しい材料、装置、製品、システム、工程、サー	実用化

ビスの事業化可能性を工学的かつ社会経済学的アプローチで具体的に検討する。

## 2.2. 中期目標期間

平成 22 年度は、産総研の第 3 期の中期目標期間の初年度にあたる。第 2 期の開始時には、産総研は公務員型から非公務員型の独立行政法人に移行した。

第1期	平成 13 年度 ~ 平成 16 年度
第2期	平成 17 年度 ~ 平成 21 年度
第3期	平成 22 年度 ~ 平成 26 年度

なお、各事業年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までである（通則法第 36 条）。

## 2.3. 産総研の規模・機構

### (1) 収入・人員の規模

産総研の平成 22 年度の収入決算額は 970 億円、うち 614 億円（63.3%）を所管府省である経済産業省からの運営費交付金に依存する。また、法人の財産的基礎を築くための同省からの施設整備費補助金は 87 億円（9.0%）であり、その他受託収入等（以下、「自己収入」という。）が 269 億円（27.7%）である。〔6.1 参照〕

常勤職員数は平成 22 年 4 月 1 日現在で 3,055 名を擁し、研究職員 2,365 名（77.4%）及び事務職員 690 名（22.6%）から構成される。

### (2) 全国の研究拠点（地域センター）

産総研は、主たる事務所である東京本部を東京都千代田区に置き、東京本部の業務を支援する事務所であるつくば本部を茨城県つくば市に置く。

研究を行う拠点（地域センター）は全国に 9 つ設置しており、各地域の産業の特性や政策の方向性を考慮しつつ、我が国全体の発展に資することを目的としている（図 2）。

平成 22 年 4 月 1 日現在、法人の総敷地面積は 249 万 m<sup>2</sup>、総延床面積は 76 万 m<sup>2</sup> である。

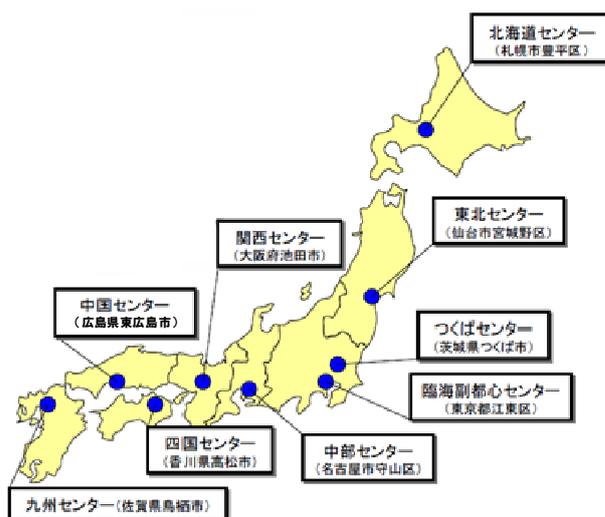


図 2 全国の研究拠点（地域センター）

### 2.3.1. 研究実施体制

#### (1) 研究ユニット

産総研の研究実施単位は研究ユニットであり、平成 22 年 4 月 1 日現在で研究センター 20、研究部門 20、研究ラボ 2 を設置し、社会的要請の変化に応えた機動的な組織の見直しを図っている。

研究センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要課題解決に向けた短期集中的研究展開（最長 7 年）</li> <li>研究資源（予算、人、スペース）の優先投入</li> <li>トップダウン型マネジメント</li> </ul>
研究部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定の継続性をもった研究展開とシーズ発掘</li> <li>ボトムアップ型テーマ提言</li> <li>長のリーダーシップによるマネジメント</li> </ul>
研究ラボ	<ul style="list-style-type: none"> <li>異分野融合の促進、行政ニーズへの機動的対応</li> <li>新しい研究センター、研究部門の立ち上げに向けた研究推進</li> </ul>

#### (2) 研究分野

産総研の研究分野はライフサイエンス、情報通信・エレクトロニクス、ナノテクノロジー・材料・製造、環境・エネルギー、地質、標準・計測の 6 つにわたる（図 3）。各研究ユニットは、いずれかの分野に所属する。

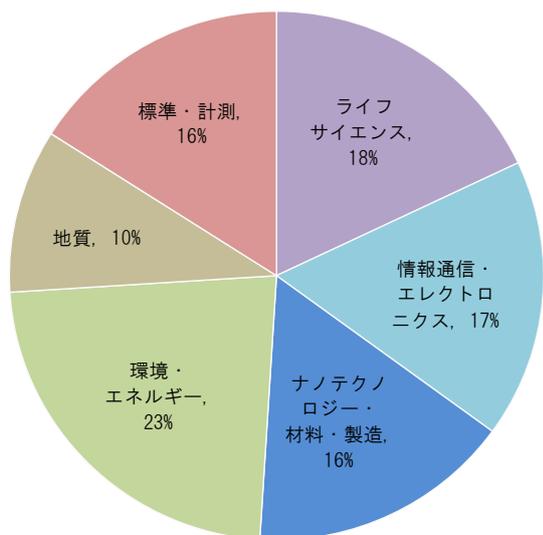


図 3 研究分野別の研究職員構成  
(平成 22 年 4 月 1 日現在)

### 2.3.2. 会計関連業務の分担体制

産総研の調達（契約）、経理、資産管理等の会計業務は、財務部（図 4）及びつくばセンター及び地域センターに設置されている各研究業務推進部室並びに工事・工事関連役務等の契約に関しては研究環境整備部で分担している。また、受託研究等の契約に関しては、産学官連携推進部が担っている。

運営費交付金等に係る所内予算は企画本部及びイノベーション推進企画部が中心となって立案し、理事会に諮った後、財務部が配賦し、執行する（図 5）。

執行部門と分離したコンプライアンス推進本部はこれら会計関連業務を俯瞰し、リスク管理等の業務を担うとともに、同本部監査室は財務監査等の内部監査に加え、監事が行う監査の支援を行っている。

## 2.4. 法人の会計方針

### 運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準を採用

費用が発生したときに、その費用の額と同額の運営費交付金債務を運営費交付金収益に振り替える。（運営費交付金財源により、利益又は損失が生ずることはない。）

### 減価償却の会計処理方法

定額法を採用

### 引当金の計上基準

貸倒引当金

個別に回収可能性を検討し計上

賞与引当金・退職給付引当金

受託研究費等の自己収入を財源とする場合には引当金を計上  
運営費交付金を財源とする場合には引当金は計上せず注記

### 消費税等の会計処理

税抜方式による

## 財務部の組織及び所掌業務

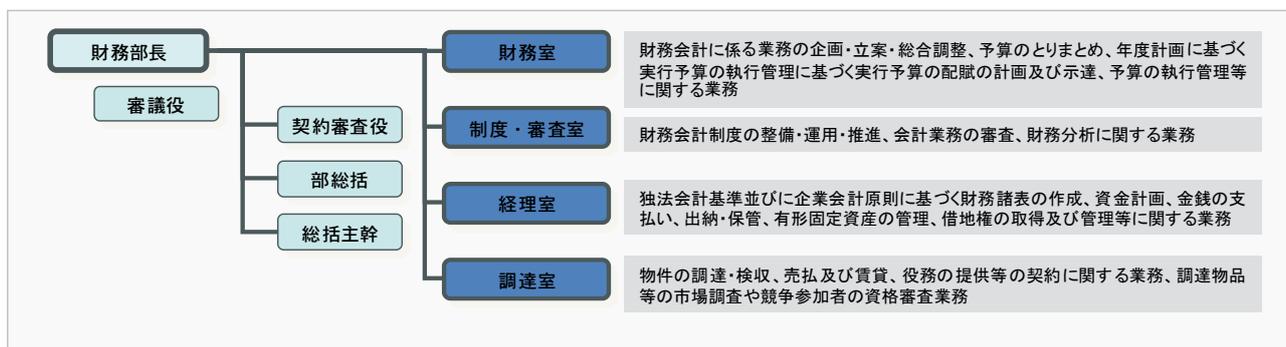


図 4 平成 22 年 10 月 1 日時点財務部の組織



### 3. 独立行政法人の会計制度

独立行政法人の主務大臣は、通則法に基づき、3年以上5年以下の期間において当該法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下、「中期目標」という。）を定め、当該独立行政法人に指示する（第29条）。独立行政法人は、中期目標の指示を受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下、「中期計画」という）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない（第30条）。

主務大臣は中期目標期間の終了時には、この評価委員会の意見を聴きつつ、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講じる（同第35条）。

以上のように、独立行政法人の業務運営は中期目標期間を単位としていることに鑑み、独立行政法人の会計にあっては、事業年度のみならず中期目標期間を単位とする会計処理が規定されている。

#### (1)独立行政法人の会計基準

独立行政法人の会計は、主務省令の定めるところにより、原則として企業会計原則による（通則法第37条）。

産総研の会計については、独立行政法人産業技術総合研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（経済産業省令第108号、以下「産総研財会省令」という。）の定めるところによる。同令に定めのない事項に関しては、一般に公正

妥当と認められる企業会計の基準に従うものと規定されているが（同令第8条第1項）、同基準に優先して、平成11年4月27日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準（以下、「独法会計基準」という）の適用を受ける（同第3項）。

平成 22 年度適用の独法会計基準の主な改訂	
第 91	資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理
第 99	不要財産に係る国庫納付等に伴う譲渡取引に係る会計処理

#### (2)財務諸表の作成及び監査

独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下、「財務諸表」という）を作成し、当該事業年度の終了後三ヶ月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない（通則法第38条）。

また、独立行政法人は、財務諸表等について、監事の監査の他、会計監査人の監査を受けなければならない（同第39条）。また、会計監査人は主務大臣が選任する（同第40条）。（図6）

平成22年度における産総研の財務諸表等は、経済産業大臣が選任した有限責任監査法人トーマツが会計監査人として監査した。

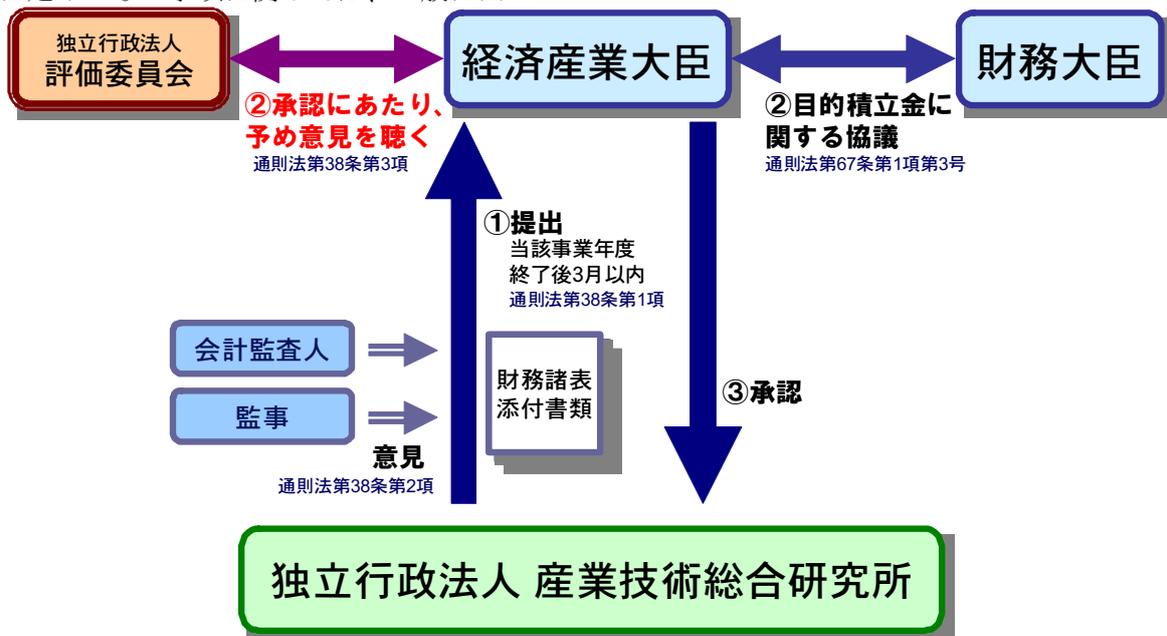


図 6 財務諸表等の提出と承認に係る手続き

**(3)会計検査院の検査（計算証明指定）**

産総研の資本金の全額は政府出資〔3.1 参照〕であり、会計検査院法(昭和 22 年法律第 73 号)第 22 条第 5 号の「国が資本金の 2 分の 1 以上を出資している法人」にあたり、同条に基づき産総研の会計は会計検査院の検査を必要とする。

このため、産総研は計算証明規則(昭和 27 年会計検査院規則第 3 号)に基づく指定を受け、中期計画、年度計画及び財務諸表等を毎年度ないし変更の度に提出するとともに、合計残高試算表等を毎月、会計検査院に提出することとされている。(同法第 24 条)

**3.1. 政府出資**

独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない(通則法第 8 条第 1 項)。このため、政府は必要であると認めるときは、個別法で定めるところにより各独立行政法人に出資することができる(同第 2 項)。

平成 23 年 3 月 31 日現在、産総研法第 6 条に基づく出資金は、第 1 項(附則第 5 条に基づく国からの土地、建物等の承継資産)及び第 2 項(附則第 6 条に基づく研究所の成立の時点で建設中であつた建物等の国からの追加出資)に基づく現物出資の計、2,861 億円である。

なお、独立行政法人は個別設置法の規定に基づき、民間や地方公共団体から出資を受け業務を実施する場合があるが、産総研は該当しない。

**3.2. 運営費交付金**

政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる(通則法第 46 条)。

運営費交付金は、「中央省庁等改革の推進に関する方針」(平成 11 年 4 月 中央省庁等改革推進本部)において、いわば「渡しきりの交付金」として措置されるものであり、例えば一項目を立て、使途の内訳は特定せず、国の事前の関与を受けることなく予定の使途以外の使途に充てることとされている。また、中期目標期間内にあつては翌年度に当年度の残余を繰り越すことができる。〔3.6.5 参照〕

平成 22 年度において、国から産総研に運営費として交付された金額は 614 億円である。〔6.1 参照〕

**平成 22 年度一般会計予算 経済産業省**

(項) 独立行政法人産業技術総合研究所運営費

(目) 独立行政法人産業技術総合研究所運営費交付金

**3.3. 施設整備費補助金**

「中央省庁等改革の推進に関する方針」(平成 11 年 4 月 中央省庁等改革推進本部)では、独立行政法人の施設費等に係る経費であつて、国の予算において公債発行対象経費であるものについては、運営費交付金とは別に措置するとされている。

平成 22 年度において、国から産総研に補助金として交付された施設費は 87 億円である。〔6.1 参照〕

**平成 22 年度一般会計予算 経済産業省**

(項) 独立行政法人産業技術総合研究所施設整備費  
(目) 独立行政法人産業技術総合研究所施設整備費補助金

なお、施設費で固定資産を取得した場合、特定償却資産である場合は同額を資本剰余金に計上し、独法の財産的基礎を構成する。〔3.6.4 参照〕

**3.4. 目的積立金**

独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ(通則法第 44 条第 1 項)、なお残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を中期計画における剰余金の使途に充てることとされている(同第 3 項)。これを「目的積立金」又は「3 項積立金」という。

なお、目的積立金とされない場合には、その残余の額を積立金として整理しなければならない(同第 1 項)。この積立金を「1 項積立金」という。

産総研の第 3 期中期計画における剰余金が発生したときの使途は以下のとおりである。

- ・ 用地の取得
- ・ 施設の新営、増改築及び改修
- ・ 任期付職員の新規雇用 等

目的積立金は財務諸表において、貸借対照表における純資産の部の利益剰余金において、使途ごとに適切な名称を付した積立金に区分して表示し、(独法会計基準第 58-3)産総研においては、「研究施設等整備積立金」の名称で表示している。なお、平成 22 年度においては目的積立金の申請をしていない。〔5.1.3 参照〕

### 3.5. 自己収入（受託収入等）

産総研は、業務方法書により受託研究や共同研究を実施することができる〔2.1.1 参照〕。このため、産総研は委託者や共同研究相手方と契約を締結し、当該研究開発に必要な経費を自己収入として得ることができる。また、第 3 号業務においては、計量法第 166 条及び第 168 条の 2 に規定する特定計量器の検定、型式承認、特定標準器による校正等の事務に当たり、適正な対価の支払いを受けることができる（業務方法書第 17 条）。

このように、産総研は運営費交付金や施設整備費補助金以外に、自己収入をもって研究開発等を実施している。

### 3.6. 独立行政法人固有の会計処理

#### 3.6.1. 運営費交付金に係る会計処理

独立行政法人は運営費交付金の交付を受けた場合、負債である運営費交付金債務としてこれを整理する（独法会計基準第 81-1）。

産総研では、研究における達成度や進捗度について客観的な基準を設けることが困難であるため、運営費交付金の収益化は費用進行基準を採用している。従って、運営費交付金債務は各々の取引において費用が発生したときに同額を取り崩して収益化するため、中期目標期間中は運営費交付金に由来する収益は発生しない。また、固定資産を取得したときは、運営費交付金債務を取得価格と同額の「資産見返運営費交付金」（負債）に振り替え、減価償却費に伴いこれを取り崩して「資産見返運営費交付金戻入」（収益）に振り替えるため、利益又は損失は発生しない（会計基準第 81-4）。（図 7）

運営費交付金債務の残余は中期目標期間内においては翌年度にこれを繰り越すことができるが、中期目標期間最終年度の期末処理において

全額収益化することとされている（独法会計基準第 81-3）。（3.6.5 参照）

#### 3.6.2. 施設費に係る会計処理

独立行政法人が施設費を受領したときは、相当額を負債である預り施設費として整理し、施設費で固定資産を取得した場合、当該資産が非償却資産又は特定償却資産〔3.6.4 参照〕である場合には、固定資産の取得費に相当する額を預り施設費から資本剰余金に振り替え、独法の財産的基礎を構成する（独法会計基準第 82）。（3.3 参照）

#### 3.6.3. 自己収入（受託収入等）

##### ① 当該中期目標期間

受託収入は事業終了時に収益計上するが、取得した固定資産のうち減価償却費を除き当年度の費用とはならないため、固定資産取得年度においてはその簿価相当が利益となる。一方で、翌年度以降には当該固定資産の減価償却費計上に伴う損失が発生する。このため、固定資産取得時の利益を「積立金」（通則法第 44 条第 1 項）とし、翌年度以降の減価償却で発生した損失の補填に充てる（通則法第 44 条第 2 項）。（図 8）

##### ② 次期中期目標期間

中期目標期間最終年度における、自己財源で取得した固定資産の簿価に相当する積立金は、産総研法第 12 条に基づいて主務大臣の承認を受けて次期に繰り越し、翌中期目標期間において、この「前中期目標期間繰越積立金」を減価償却費の発生に伴って取り崩すため、利益又は損失は発生しない。（図 9）



図 7 運営費交付金で取得した資産の減価償却

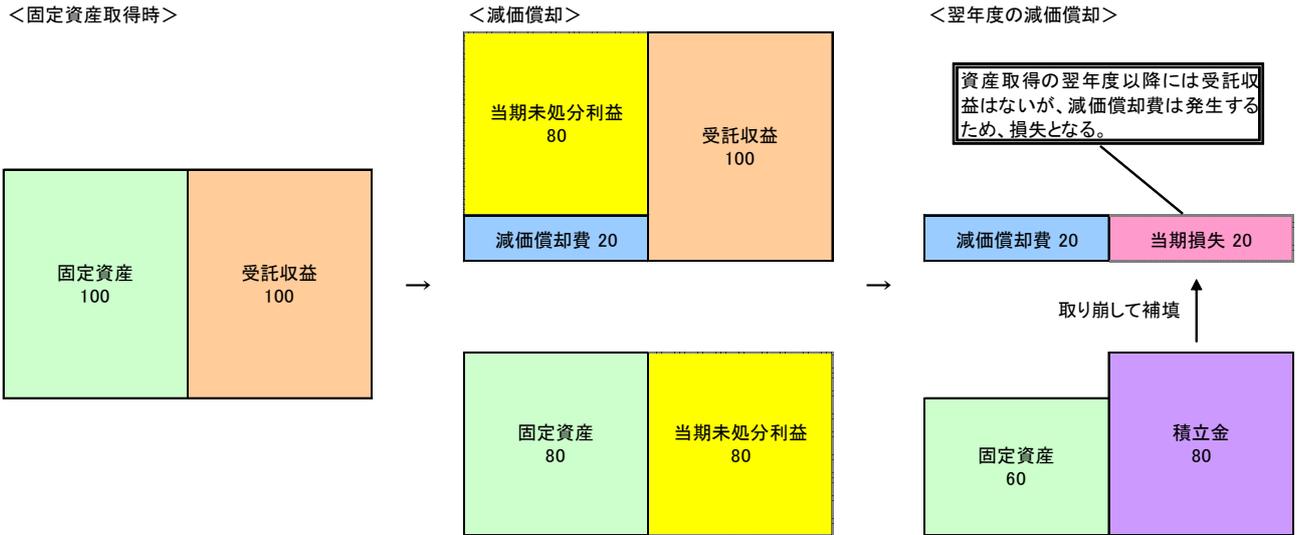


図 8 自己収入で取得した資産の減価償却 (当該中期目標期間)



図 9 自己収入で取得した資産の減価償却 (次期中期目標期間)

### 3.6.4. 特定償却資産に係る会計処理

独立行政法人が固定資産を取得するに当たっては、国は国有財産の現物出資〔3.1 参照〕あるいは施設費の交付〔3.3 参照〕等を行うことができるものとされている。

一方で、業務運営の財源を運営費交付金〔3.2 参照〕に依存することになる独立行政法人においては、これらの固定資産の減価を、運営費交付金ないしその他の収益で充当することが必ずしも予定されておらず、独立行政法人の運営責任という観点からも、その範囲外にあると考えることができる。

このため、独立行政法人が保有する資産のう

ち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産については、当該資産の減価償却相当額は、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額することとされている（独法会計基準第 87、産総研財省令第 9 条）。

従って、特定償却資産の減価償却は損益計算書には表れないが、資本剰余金に損益外減価償却累計額としてマイナス計上されるほか、附属明細書においてその明細を記載することとされている（独法会計基準第 79）。（図 10）



図 10 特定償却資産の減価償却

### 3.6.5. 中期目標期間最終年度における会計処理

独立行政法人の中期目標期間の最後の事業年度においては、当期末処分利益は積立金として整理しなければならない(独法会計基準第 96)。また、目的積立金及び前中期目標期間繰越積立金が残っている場合にも、積立金に振り替えなければならない(同)。

産総研は、この積立金のうち、経済産業大臣の承認を受けた金額を、次の中期目標期間における業務の財源に充てることができる(産総研法第 12 条第 1 項)。この金額は次期中期目標期間においては、前中期目標期間繰越積立金として計上する。なお、繰越承認額を差し引いた積立金の残余があるときには、国庫に納付しなければならない(同条第 3 項)(図 11)。

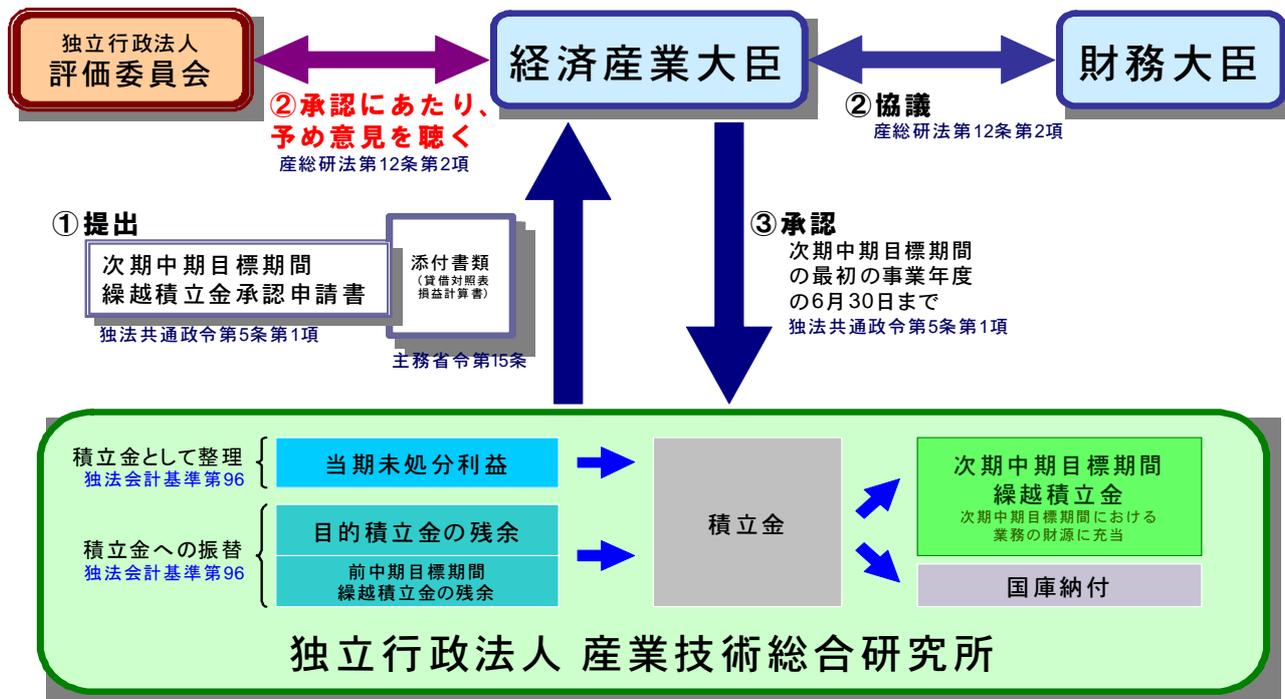


図 11 中期目標期間最終年度における積立金の処分に係る手続き

## 4. 平成 22 年度決算の特記事項

### 4.1. 東日本大震災

平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分、太平洋三陸沖を震源とした地震が発生した。宮城県において最大震度 7、マグニチュードは 9.0 を記録し

た地震は甚大な被害を及ぼすものとなった。産総研つくば本部及び東北センターにおいても建物の損壊やライフラインの停止など、大きな被害を受けた。(図 12～15)

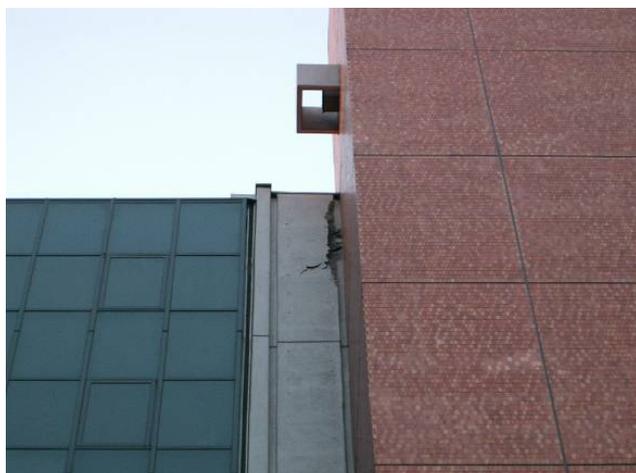


図 12 つくばセンター第二事業所 2-1M 棟崩落危険箇所



図 13 つくばセンター第五事業所排ガス処理設備ダクト破損



図 14 東北センター埋設配管のずれ



図 15 東北センター研究装置等の倒壊

工事概要	契約金額
つくばセンター2-1M棟渡り廊下解体工事(図12)	79,800,000円
つくばセンター5-2棟屋上実験廃棄ダクト改修工事(図13)	35,700,000円
東北センター排水管修復工事等(図14)	12,576,900円

図 16 主な震災関連調達案件

### 4.1.1. 産総研における被害状況

震源地に近い東北センター及びつくばセンターにおいては幸いなことに人的被害はなかったものの、研究機器の破損及び建物の損傷などの大きな被害が発生した。地震発生直後直ちに災害対策本部を立ち上げ対応を進め、また研究再構築本部を設置し研究活動の再開を図った。改修等研究再構築に要する費用は当初配賦予定の予算計画を見直し、施設整備費補助金及び運営費交付金をもって財源措置することとした。また、震災に伴い調達受付の制限等を行ったが、平成 22 年度財務諸表における影響はない。

### 4.2. 組織再編

「第 3 期中期目標期間における組織及び業務体制のあり方（産総研 10-25）」に基づき、従前は中央本部部門への集中と研究ユニットという現場末端への少数の職員配置という二極化した体制だったが、限られた人員による効率的な執行体制の確保を目指し、平成 22 年 10 月 1 日付

けで組織体制を変更した。旧研究関連・管理部門を 7 つの本部組織と、研究現場において研究支援を行う 10 の事業組織に組織再編した。（図 17、図 18）

### 4.2.1. 会計業務の分散配置

従前は財務会計部門及び地域センターにおいては研究業務推進部門において集中的に会計業務を実施してきたが、本組織再編により調達及び財産管理業務は各研究業務推進部室会計チームへ移管されることとなった。これにより、研究現場近くで業務を実施することにより質及び業務実施の向上が見込まれることとなる。一方、分散化したことにより、リスクが拡大するおそれもあり、リスク管理は慎重に行っていく必要がある。

なお、予算配賦及び経理業務等本部で一元的に実施した方が効率的と思われる業務については分散配置していない。

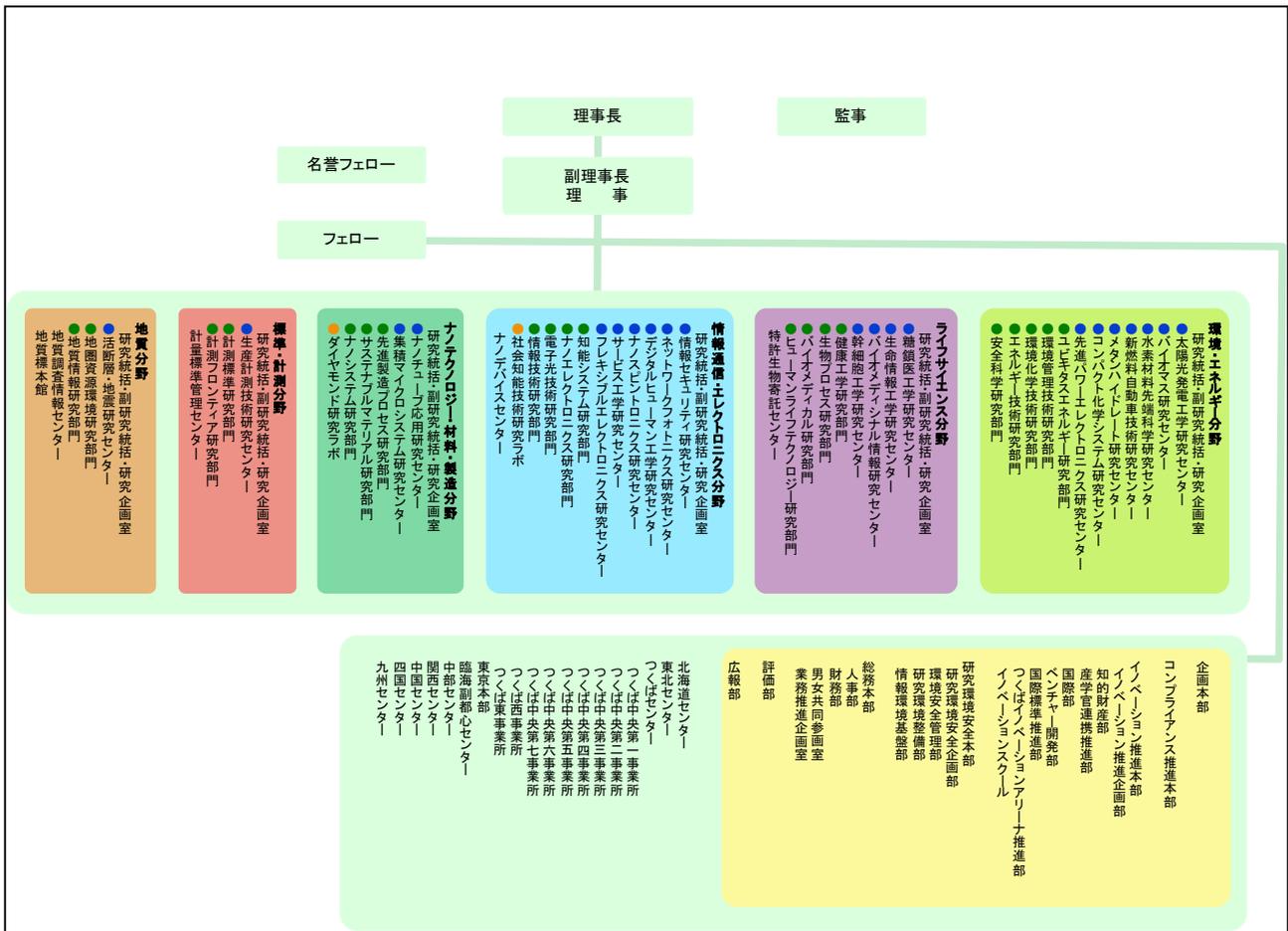


図 17 平成 22 年 10 月 1 日時点組織図

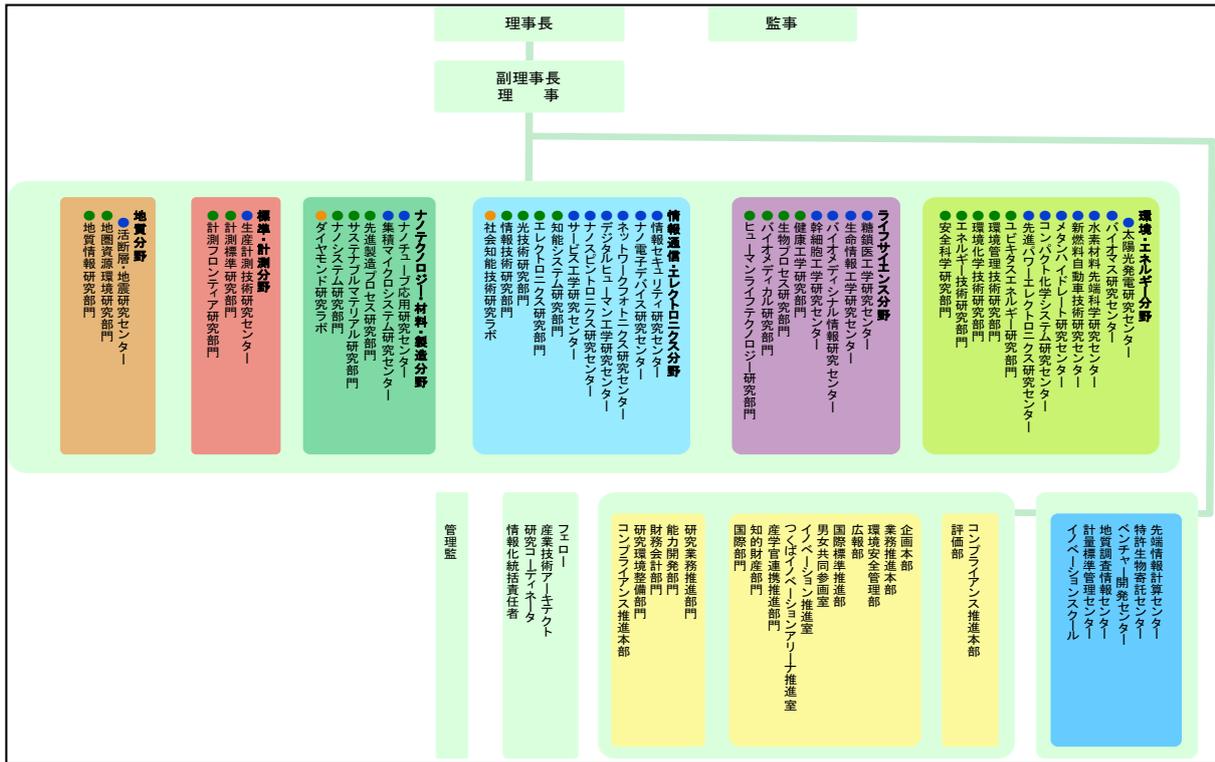


図 18 平成 22 年 4 月 1 日時点組織図

#### 4.2.2. 業務経費及び一般管理費計上基準の変更について

組織再編により、研究業務を現場レベルで総合的かつ横断的に支援する組織として各事業所管理監の管轄下に研究業務推進部室が設置された。これに伴い、従前の研究業務推進部室は「管理部門」である研究業務推進部門に所属する組織であったことより、その経費は一般管理費で

整理していたが、組織再編により「研究支援に関する業務を行う事業組織」として業務範囲を拡大して編成されたため、この経費を研究業務費として整理した。これにより、研究業務費が約 20 億円増加し、一般業務経費が同額減少しているが、損益計算書の経常利益及び当期総利益への影響はない。〔5.2.1 参照〕(図 19)

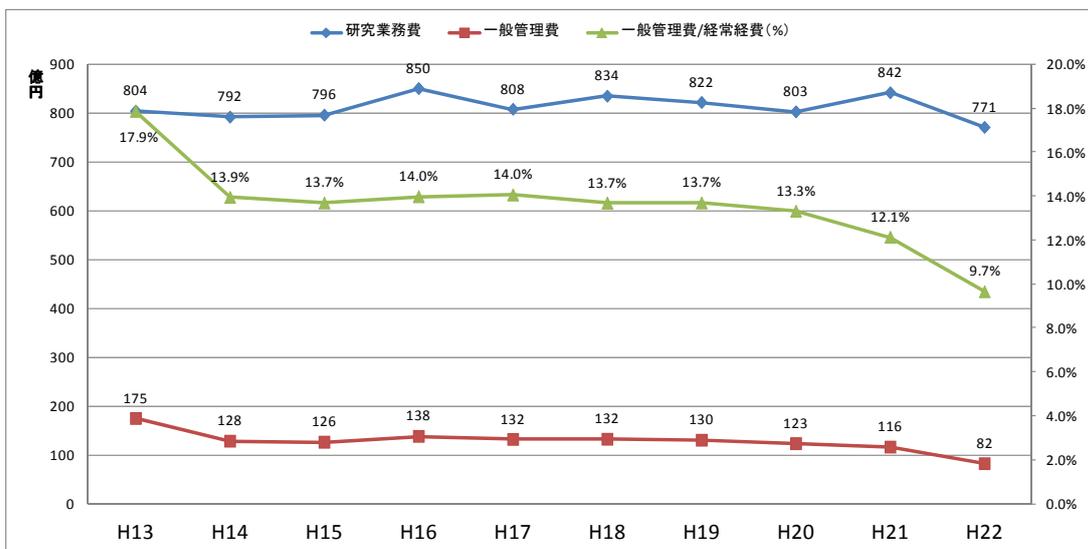


図 19 研究業務費、一般管理費及び一般管理费率推移

### 4.3. 技術研究組合への参画

技術研究組合とは、産・学・官が産業技術に関する試験研究を協同して行うことを目的として、技術研究組合法（昭和 36 年法律第 81 号）に基づいて設立される法人組織である。当該法律の改正（平成 21 年 6 月 22 日）により、独立行政法人及び国立大学法人等の組合参加に係る

制限がなくなり、産総研は計画立案から研究実施、成果活用に至るまで組合員の一人として貢献できることとなった。平成 22 年度末時点で産総研が組合員として参画しているのは 14 法人あり、そのうち産総研職員がプロジェクトリーダーを担当しているのは 5 法人ある。（図 20）

○・・・産総研研究員がPLを担当 ●・・・産総研研究員がサブPLを担当 ☆・・・産総研研究員が研究センター長を担当

組合名	プロジェクト名	
ステレオファブリック技術研究組合	NEDO「革新的省エネセラミックス製造技術開発」	○
太陽光発電技術研究組合	NEDO「太陽光発電システム次世代高性能技術の開発」	-
	METI「アジア基準認証推進事業」	○
技術研究組合BEANS研究所	NEDO「異分野融合型次世代デバイス製造技術開発プロジェクト」	●☆
技術研究組合リチウムイオン電池材料評価研究センター	NEDO「次世代蓄電池材料評価技術開発」	-
技術研究組合FC-Cubic	NEDO「固体高分子形燃料電池実用化推進技術開発/基盤技術開発/MEA材料の構造・反応・物質異動解析」	-
技術研究組合次世代レーザー加工技術研究所	NEDO「高出力多波長複合レーザー加工基盤技術開発プロジェクト」	☆
技術研究組合次世代パワーエレクトロニクス研究開発機構	NEDO「次世代パワーエレクトロニクス(グリーンITプロジェクト)」	○
	METI「低炭素社会を実現する新材料パワー半導体プロジェクト」	○
技術研究組合炭層CNT融合新材料研究開発機構	METI「低炭素社会を実現する超軽量・高度革新的融合材料プロジェクト」	○●
エビゲノム技術研究組合	NEDO「後天的ゲノム修飾のメカニズムを活用した創薬基盤技術開発プロジェクト」	-
基準認証イノベーション技術研究組合	METI「アジア基準認証推進事業」	-
幹細胞評価基盤技術研究組合	NEDO「ヒト幹細胞産業応用促進基盤技術開発/ヒト幹細胞の実用化に向けた評価基盤技術の開発」	-
技術研究組合 光電子融合基盤技術研究所	NEDO「次世代高効率ネットワークデバイス技術開発プロジェクト」	●
次世代化学材料評価技術研究組合	NEDO「次世代グリーン・イノベーション評価基盤技術開発」	-
次世代プリンテッドエレクトロニクス技術研究組合	NEDO「次世代プリンテッドエレクトロニクス材料・プロセス基盤技術開発」	-

図 20 産総研が参画している技術研究組合

#### 4.3.1. 資金の流れの変化

当法人は独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）から多くの受託研究プロジェクトを採択されていたが、技術研究組合に加入し受託研究プロジェクトを獲得するケースが多くなっている。（図 21）

平成 22 年度においては前年度と比較し NEDO からの受託収入が 25 億円、その他独法からの受託収入が 9 億円減少している。〔6.1.1 参照〕

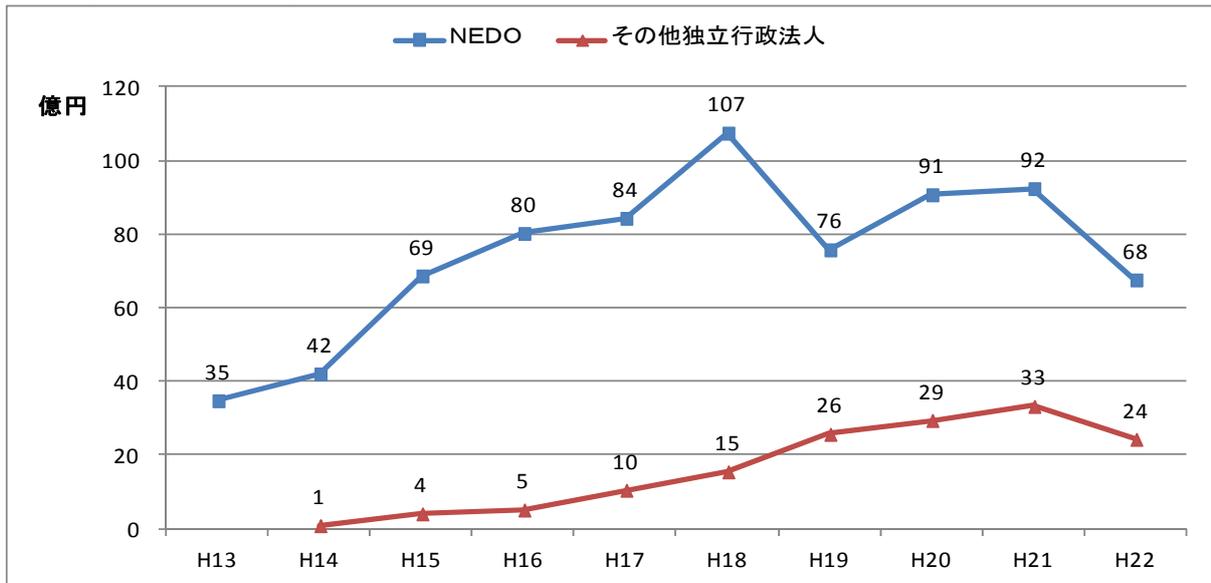


図 21 独立行政法人からの受託収入推移 (決算報告書ベース)

#### 4.4. 固定資産の減損の認識

四国センターの敷地(15,000 m<sup>2</sup>)は、市場価格が 50%以上下落したため、減損を認識。不動産鑑定評価額に基づき、減損前 14.4 億円に対し 7.9 億円減損し、簿価を 6.5 億円とした。なお、

使用しないと決定したものについては、固定資産の減損の兆候として財務諸表に注記している。  
(図 22)

固定資産	住所	使用しないという決定を行った経緯及び理由	帳簿価格 (H23.3.31時点)
つくばセンター期間サイト建物等	茨城県つくば市期間2530	環境調和ディーゼル共同研究が平成23年3月末に目的を達成し、終了したため。	1,037,337,563円
北海道センター低温装置燃焼実験室	北海道札幌市豊平区月寒東2条17-2-1	老朽化により天井等の崩落等が確認され、改修不能のため他の既存施設を使用して業務を継続することとしたため。	1,042,804円
関西センター応用物理実験棟(図23)	大阪府池田市緑丘1-8-31	耐震診断の結果、損壊・破壊する危険性が高いと判断されたため、補強はせず、他の既存施設を使用して業務を継続することとしたため。	75,682,216円
九州センター建材実験棟(図24)	佐賀県鳥栖市宿町807-1	アスベストが建物全体に堆積していることから、アスベスト除去を含めて建物全体を取り壊すこととしたため。	4,828,430円

図 22 平成 22 年度における減損の兆候



図 23 関西センター応用物理実験棟



図 24 九州センター建材実験棟

#### 4.5. 売却した土地の土壤汚染に係る瑕疵担保責任について

平成 20 年 10 月 1 日に王子製紙株式会社から 40 億円で売却した産総研旧中国センター（呉市）の土地（約 96,000m<sup>2</sup>余）について、平成 22 年 3 月から 12 月にかけて同社が実施した土壤汚染調査において土壤汚染対策法に定める基準値以上の汚染箇所が見つかったため、不動産売買契約書に定める産総研の瑕疵担保責任に係る条

項により、土壤処理工事等に要する費用の補償請求を行う旨の通知（平成 23 年 4 月 22 日付）が同社からあった。

なお、産総研が負担すべき補償額については同社と協議中であり、決算時点において補償額の合理的な見積もりは困難であったため、引当金は計上していない。

## 5. 運営状況及び財政状態の概要

### 5.1. 貸借対照表

産総研の資産 3,583 億円のうち、有形固定資産は 3,319 億円と大部分 (92.6%) を占める。対し、純資産である資本金と資本剰余金の計は 2,946 億円であり、有形固定資産の大部分は政

府出資又は施設整備費補助金の交付により取得した建物、土地等である。(図 25 図 26) [3.1、3.3、3.6.2、3.6.4 参照]

平成23年3月31日 単位:百万円

研究業務未収金	4,296	研究業務未払金 ※	8,513
未収金	1,271		未払金 ※
未収金(計)	5,568	未払消費税等 ※	394
		未払金(※計)	13,487
たな卸資産	1,009	預り補助金等	5
前渡金	156	預り寄附金	102
前払費用	228	リース債務	11
その他流動資産	189	前受金	2,337
		預り金	807
		賞与引当金	46
		その他流動負債	25
建物	214,850	資産見返運営費交付金	16,985
構築物	28,089	資産見返補助金等	555
機械及び装置	41,570	資産見返寄附金	7
車両運搬具	144	建設仮勘定見返運営費交付金	21
工具器具備品	161,603	建設仮勘定見返施設費	44
		資産見返物品受贈額	6,048
		退職給付引当金	43
建物減価償却累計額	△76,511	資本剰余金	122,251
構築物減価償却累計額	△9,427	損益外減価償却累計額	△112,210
機械及び装置減価償却累計額	△14,695	損益外減価償却累計額	△1,507
車両運搬具減価償却累計額	△118		
工具器具備品減価償却累計額	△124,207		
電話加入権	32		
産業財産権仮勘定	1,852		
破産更生債権等	27		
貸倒引当金	△27		
敷金・保証金	87		
その他	338		
前中期目標期間繰越積立金	10,677		
当期未処分利益	4,764		
建物減損損失累計額	△90		
構築物減損損失累計額	△28		
機械及び装置減損損失累計額	△2		

図 25 平成 22 年度貸借対照表概要 (1)

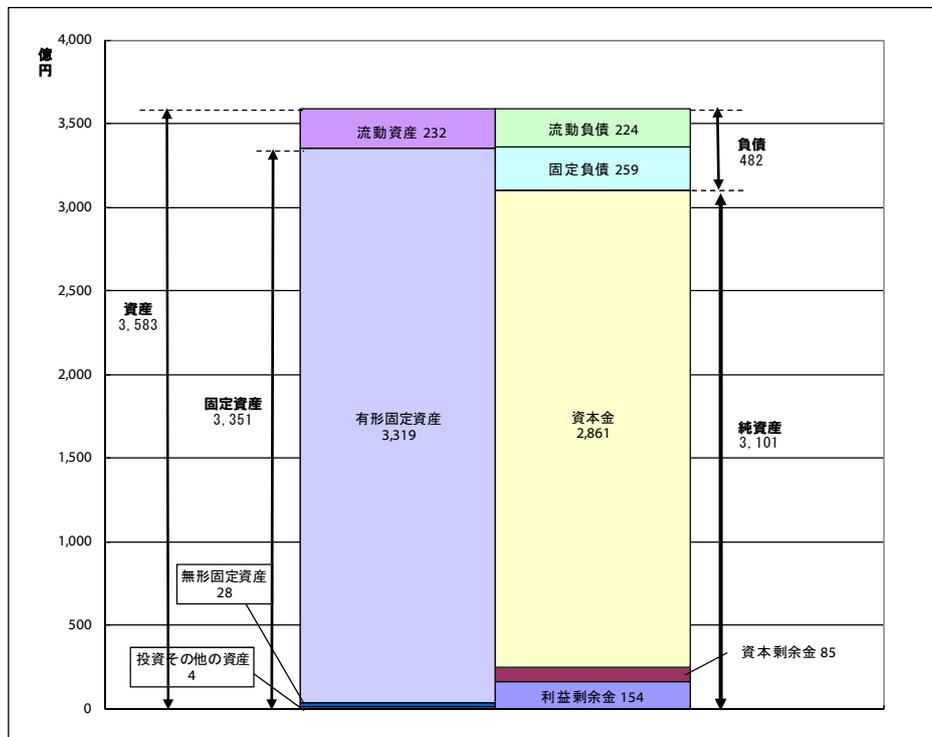


図 26 平成 22 年度貸借対照表の概要 (2)

### 5.1.1. 有形固定資産

産総研の有形固定資産は平成 23 年 3 月 31 日現在、3,319 億円であり、建物が 1,382 億円（42%）、土地が 1,090 億円（33%）と太宗を占める。（図 27）

資産価額に着目すると、産総研は第 1 期に、建物や工具器具備品等の資産を集中的に取得して研究インフラを整備し、第 2 期以降部分的にそれらを更新しつつ、インフラを拡充してきたと言える。

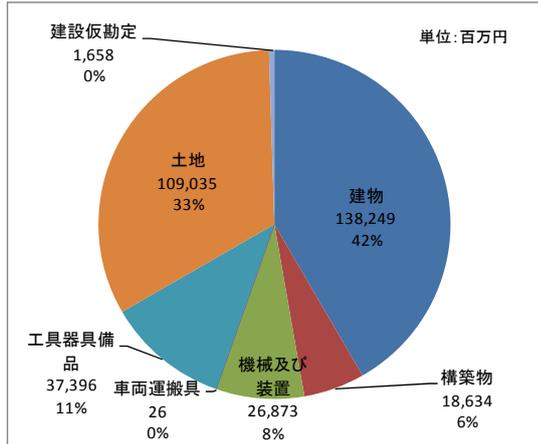


図 27 平成 22 年度有形固定資産の内訳

### 5.1.2. 資本金及び資本剰余金

産総研の財産的基礎は、政府出資〔3.1 参照〕及び施設整備費補助金〔3.3 参照〕等で取得した固定資産で構成される。これらの資産の簿価相当額は純資産の部の資本金及び資本剰余金において表示される。〔3.6.4 参照〕

出資資産の減価償却分は資本剰余金の損益外減価償却累計額に控除項目として表示するため、財産的基礎は資本金と資本剰余金の合算額として把握できる。（図 29）

### 5.1.3. 利益剰余金

産総研の平成 22 年度利益剰余金 154 億円のうち、48 億円（30.9%）は自己収入で取得した資産の簿価であり、残りの 107 億円（69.1%）は第 1 期及び第 2 期に取得した固定資産の簿価相当額に見合う積立金で、今後、減価償却費が費用計上されることに伴い欠損が生じたときに取り崩すべき非キャッシュの積立金である。（図 30）

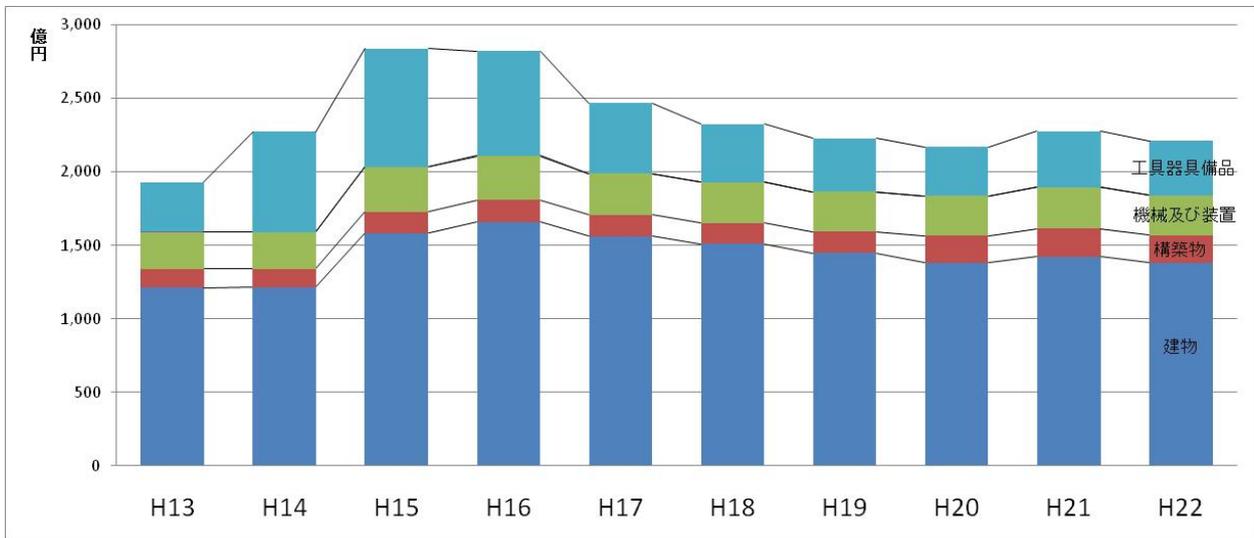


図 28 有形固定資産の推移

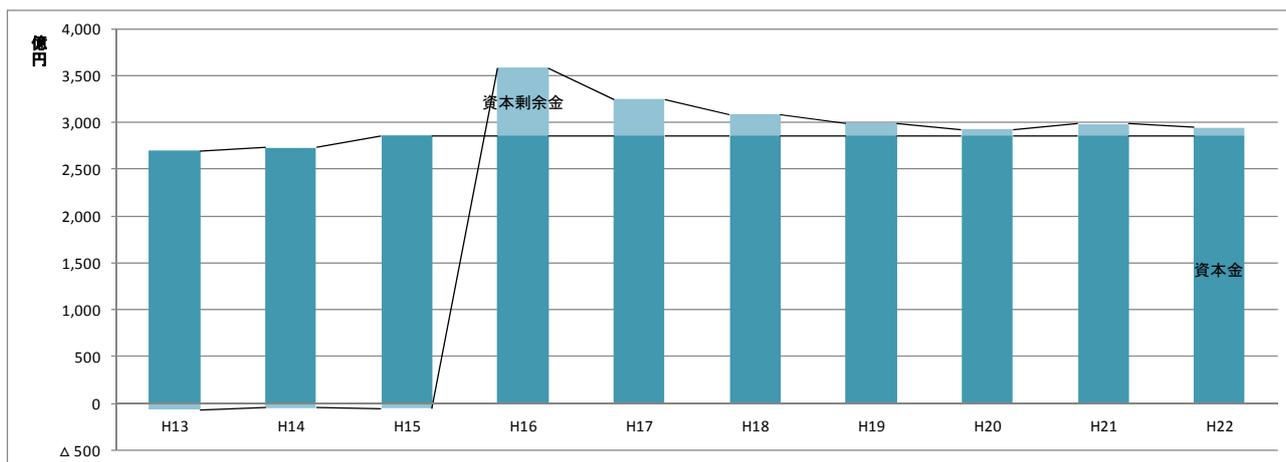


図 29 資本金及び資本剰余金の推移 (※)

※H13～15の期間は、施設整備費等で取得した固定資産見合いの資本剰余金の額を、これらの固定資産と資本金見合いの固定資産に係る損益外減価償却累計額（マイナス計上）が上回ったため、これらを合計した資本剰余金の金額の総額はマイナスとなった。

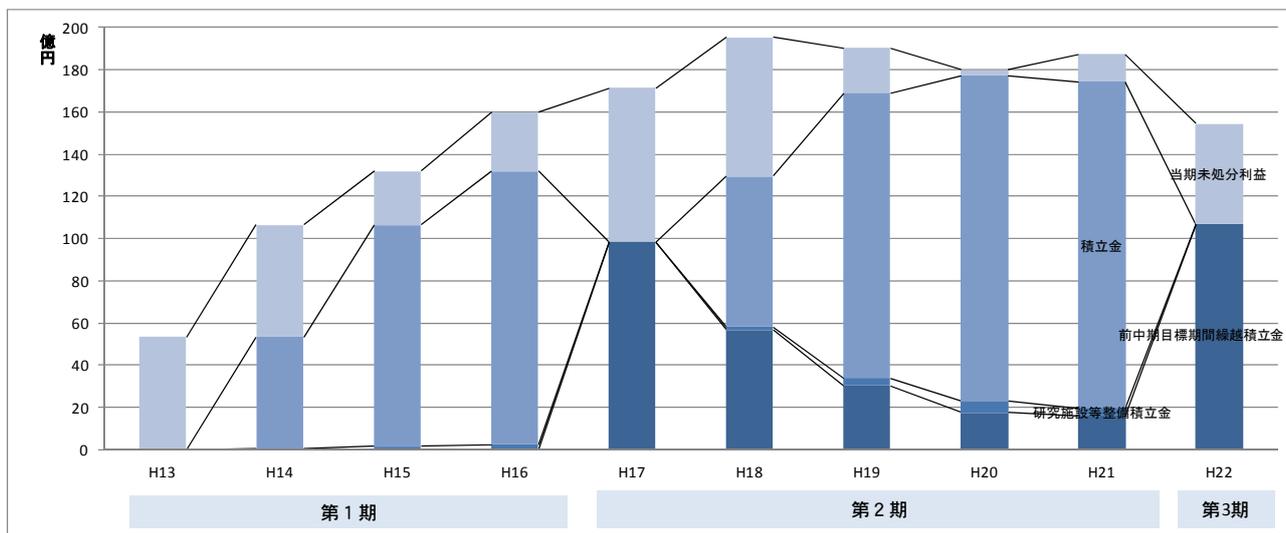


図 30 利益剰余金の推移

### 5.2. 損益計算書

産総研の収益及び費用は、運営費交付金に係る会計処理〔3.6.1 参照〕のように、基本的に損益が均衡する設計となっているが自己収入で取得した資産の減価に関してはその例外となる〔3.6.3 参照〕。平成 22 年度は経常損失が 8.1

億円、当期純損失が 13.2 億円となったが、前中期目標期間繰越積立金を取崩すことにより、当期総利益は 47.6 億円となった。(図 31、図 32) これらは当期末処分利益として貸借対照表に計上し、財務諸表の大臣承認後、積立金に振替られる。〔5.1.3 参照〕

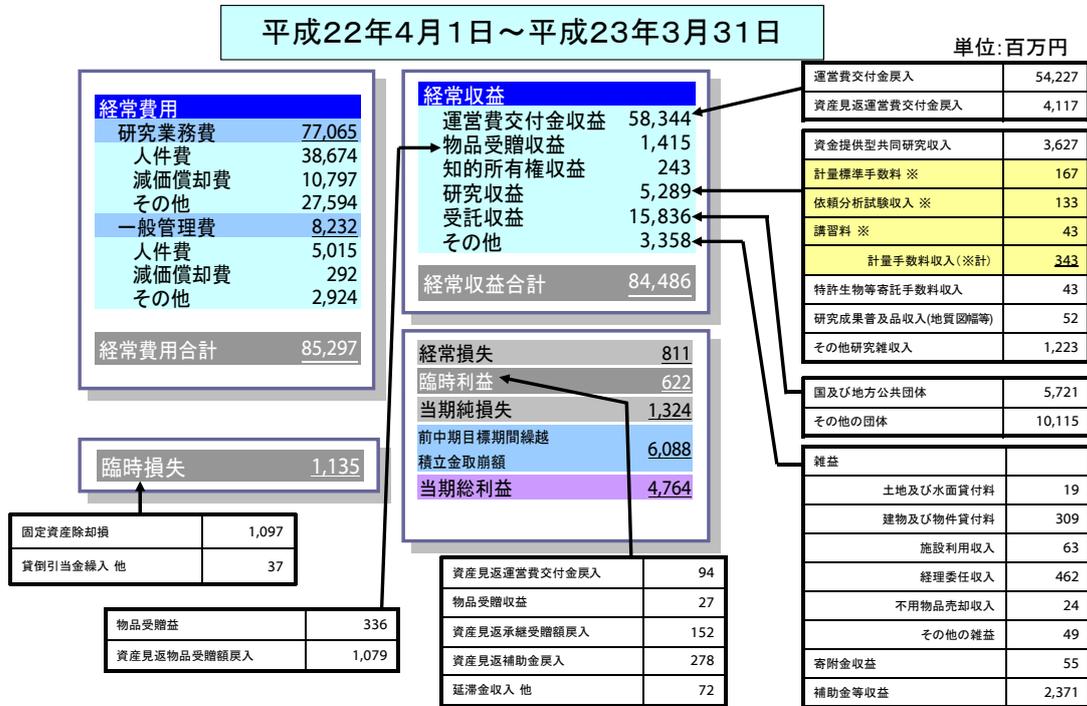


図 31 平成 22 年度損益計算書の概要 (1)

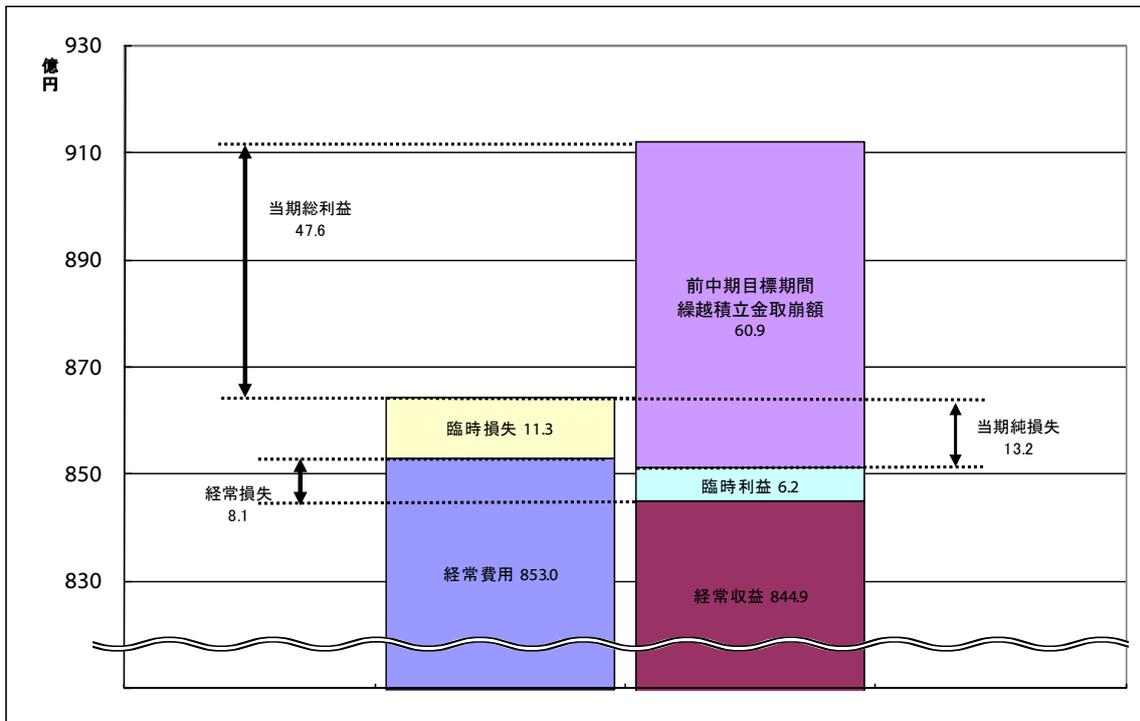


図 32 平成 22 年度損益計算書の概要 (2)

5.2.1. 経常費用

平成 22 年度の経常費用 853 億円のうち、研究業務費は 771 億円 (90%)、一般管理費は 82 億円 (10%) である。研究業務費においては、人件費 (387 億円) が 50% を占める。(図 33)

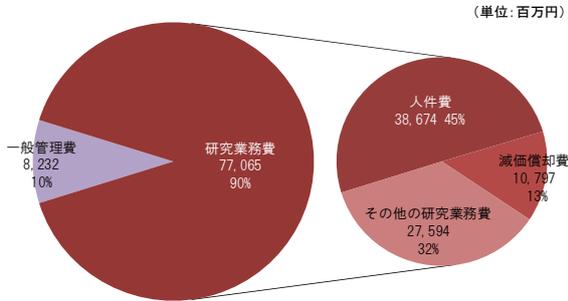


図 33 平成 22 年度経常費用の内訳

その他の研究業務費には、例えば消耗品費 65 億円、技術委託費 36 億円が含まれる。

なお、平成 22 年度においては、10 月の組織再編に伴い研究業務費及び一般管理費の見直しを行ったため、例年より一般管理費率が若干減少している。(図 34)

5.2.2. 経常収益

経常収益は収入決算額の構造 [6.1 参照] に似るが、資産見返負債を計上する運営費交付金等の財源については実際の収入額ではなく、減価償却費や除却見合の収益額が計上されている。

(図 35)

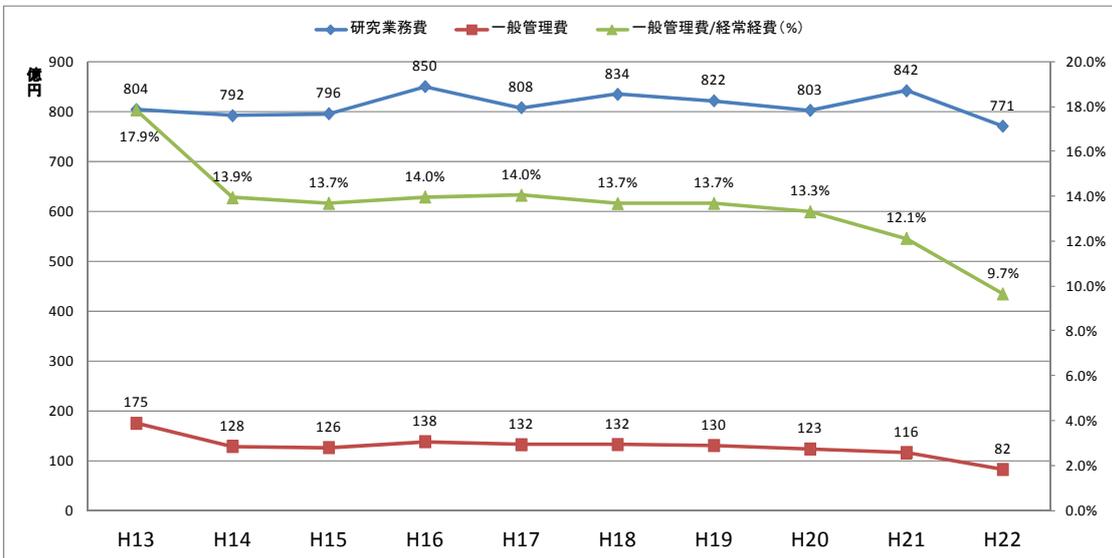


図 34 一般管理費、研究業務費の推移

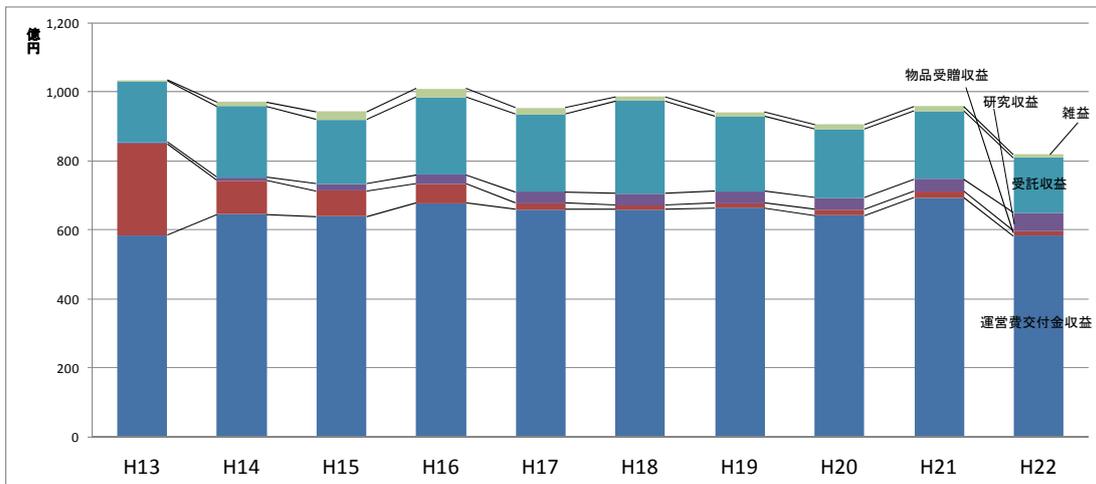


図 35 経常収益の推移

### 5.3. キャッシュ・フロー計算書

平成22年4月1日～平成23年3月31日

単位:百万円

研究業務支出	△27,588	I 業務活動によるキャッシュ・フロー 12,826 II 投資活動によるキャッシュ・フロー △20,214 III 財務活動によるキャッシュ・フロー △16 IV 資金減少額 △7,404 V 資金期首残高 23,448 VI 資金期末残高 16,044
人件費支出	△43,853	
その他の業務支出	△4,805	
科研費等預り金支出	△1,887	
運営費交付金収入	61,407	
受託収入	18,022	
手数料収入	223	
寄附金収入	65	
補助金等収入	3,735	
知的所有権収入	319	
建物及び物件貸付料	325	
科研費預り金収入	2,327	
消費税還付金	533	
その他の業務収入	5,973	
小計	14,796	
利息の受取額	0	
国庫納付支払額	△1,970	

有形固定資産の取得による支出	△29,179
無形固定資産の取得による支出	△583
有形固定資産の売却による収入	8
施設費による収入	9,541
その他の投資収入	1
その他の投資支出	△2

図 36 平成 22 年度キャッシュ・フロー計算書の概要

### 5.4. 行政サービス実施コスト計算書

平成22年4月1日～平成23年3月31日

単位:百万円

研究業務費	77,065	I 業務費用 63,029 (1)損益計算上の費用 86,431 (2)(控除)自己収入等 △23,402 II 損益外減価償却等相当額 12,836 III 損益外減損損失相当額 793 IV 引当外賞与見積額 △131 V 引当外退職給付増加見積額 184 VI 機会費用 4,008 VII (控除)法人税等及び国庫納付額 - VIII 行政サービス実施コスト 80,719
一般管理費	8,232	
臨時損失	1,135	
物品受贈収益	△1,415	
知的所有権収益	△243	
研究収益	△5,289	
受託収益	△15,836	
寄附金収益	△55	
雑益	△465	
臨時利益	△98	
国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用	283	
政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用	3,724	

損益外減価償却相当額	12,695
損益外固定資産除売却相当額	△141

図 37 平成 22 年度行政サービス実施コスト計算書の概要

## 6. 収入及び支出決算の概要

年度予算の区分に従って作成した「決算報告書」(通則法第 38 条第 2 項)に計上した収入と支出決算の内訳を以下に示す。

### 6.1. 収入決算

平成 22 年度の収入決算額は 970 億円であり、自己収入〔3.5 参照〕は前年度比 30.0 億円減少

した。これは受託研究収入額の減少(△51 億円)及びその他収入の増加(20 億円)が主な要因である。〔6.1.1 参照〕

なお、民間受託及び資金提供型共同研究等を除いた公費収入の割合を試算すると、およそ 93%となる。(図 38)

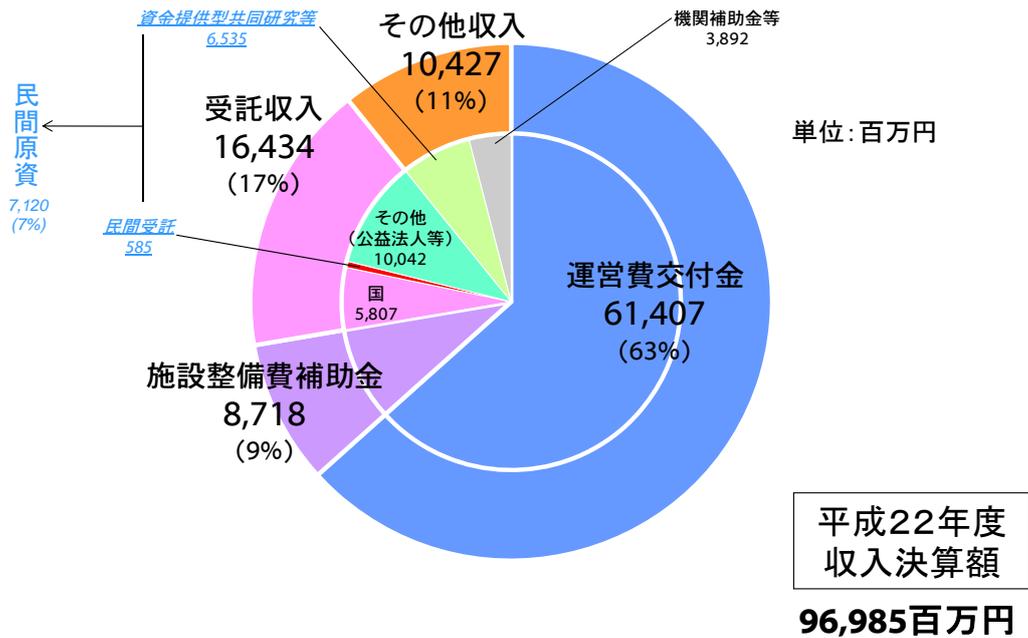


図 38 平成 22 年度収入決算額の概要

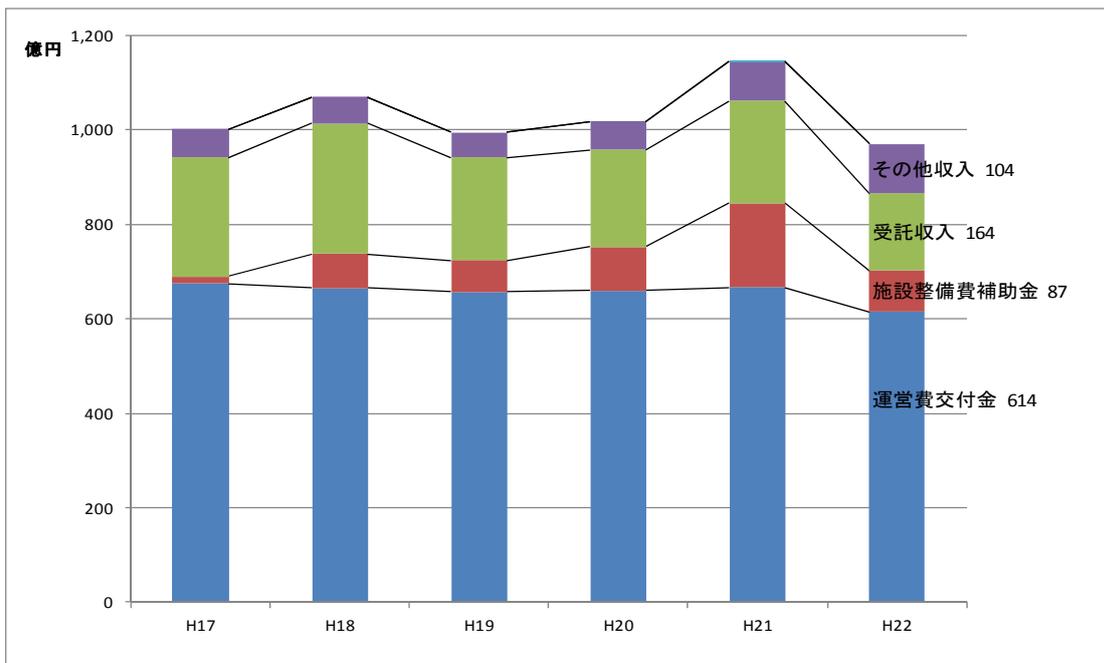


図 39 収入決算額の推移

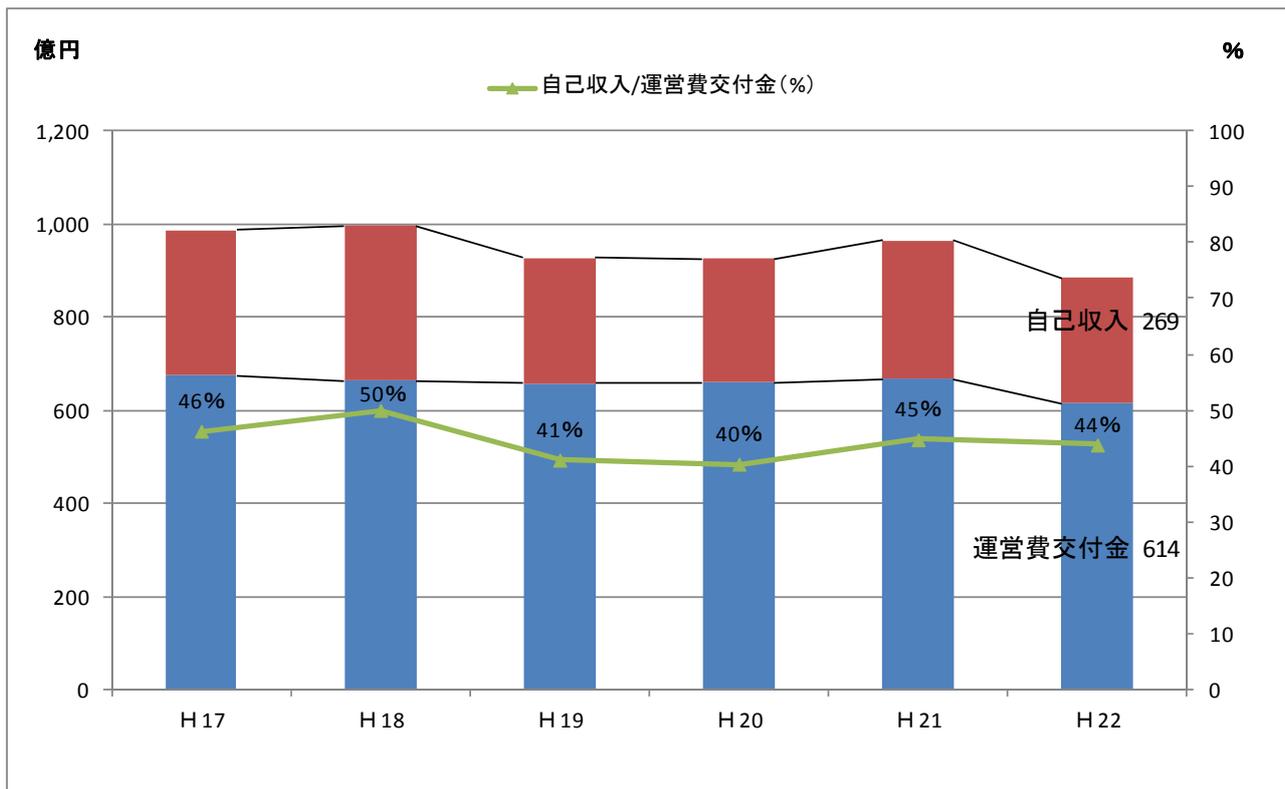


図 40 運営費交付金及び自己収入（受託収入及びその他収入）の推移

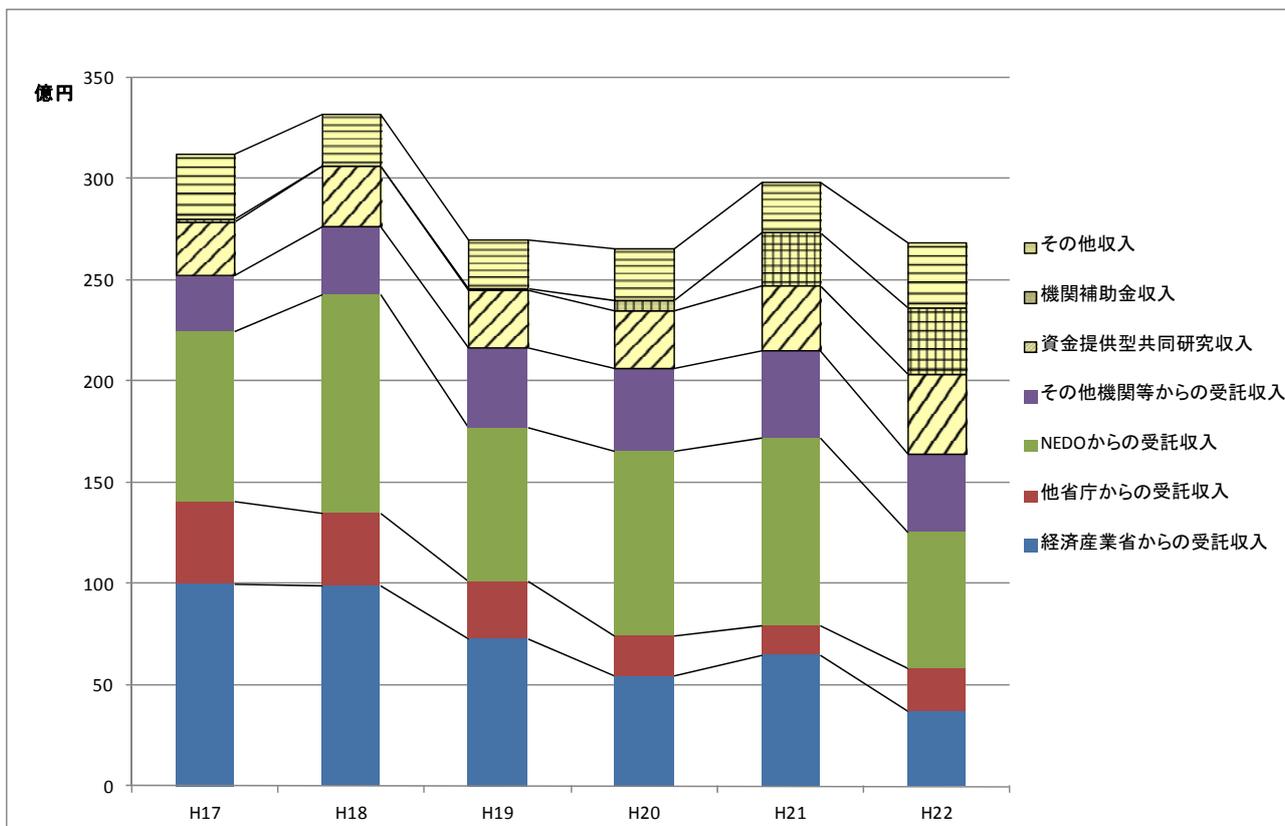


図 41 自己収入（受託収入及びその他収入）の推移

6.1.1. 受託収入

受託収入は平成 22 年度収入決算において 164 億円（17%）となった。このうち、経済産業省からの受託が 37 億円（22.8%）、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）からの受託が 68 億円（41.1%）と太宗を占める。

平成 21 年度比では、経済産業省からの受託収入が 27 億円及び NEDO からの受託収入が 25 億円減少し、総額で 51 億円減少した。（図 42、図 43）

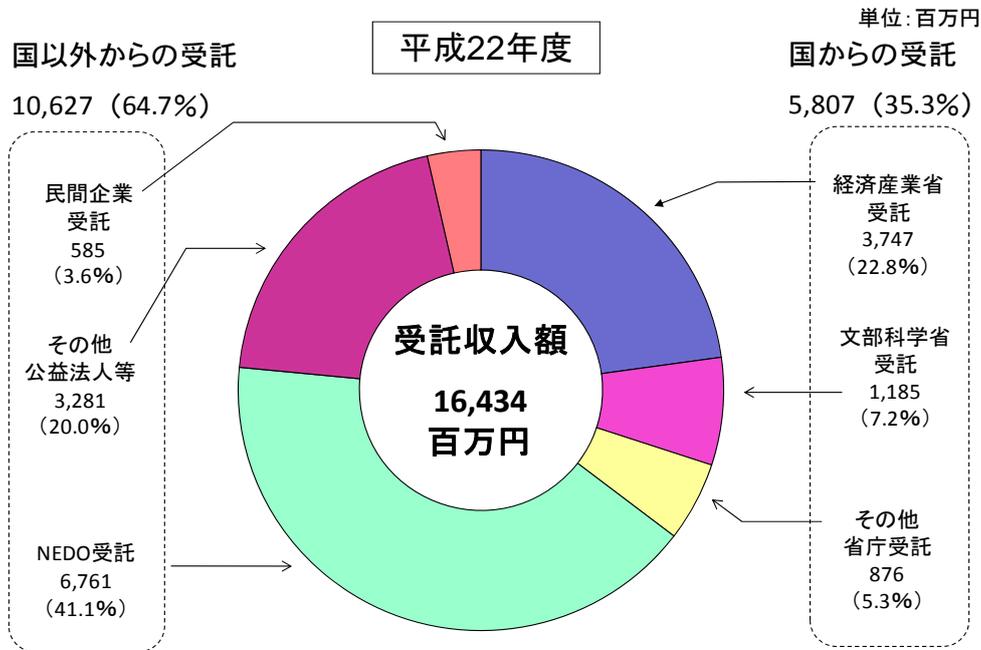


図 42 平成 22 年度受託収入の概要

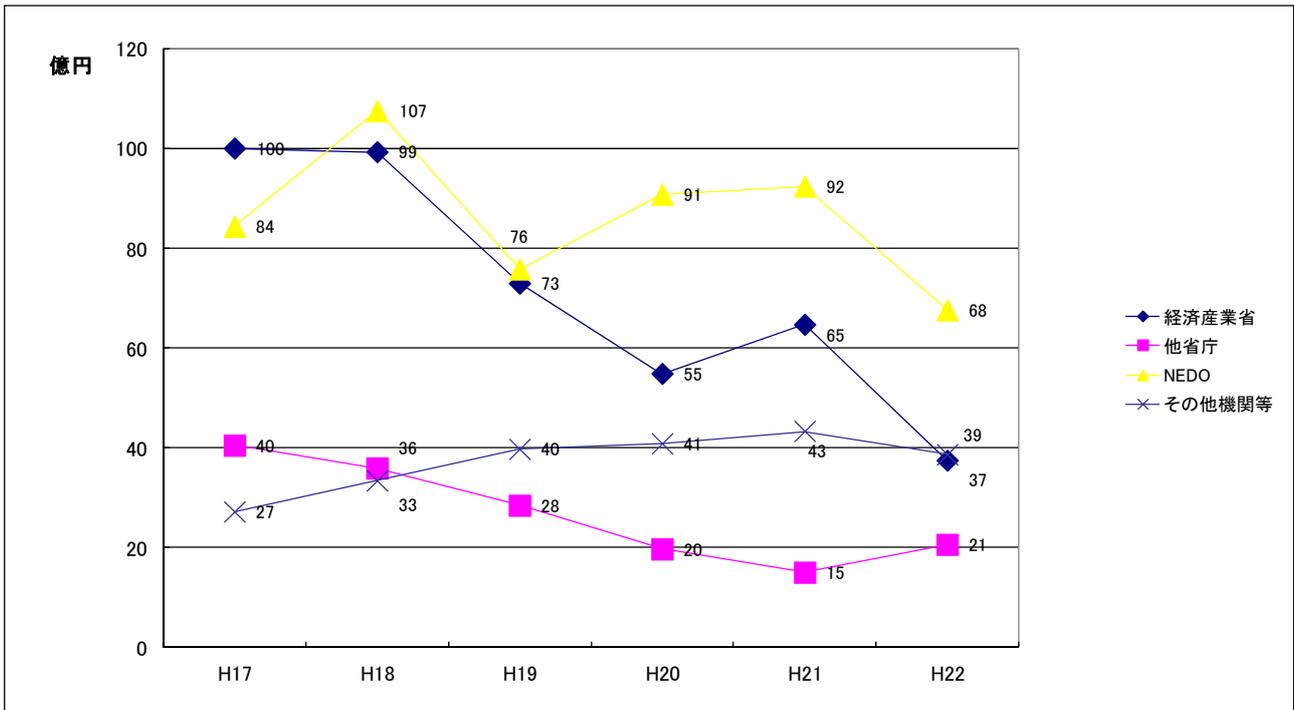


図 43 受託収入の推移

### 6.1.2. その他収入

受託収入を除くその他収入の平成 22 年度収入決算額は 104 億円（11%）となった。

平成 21 年度比では、コンソーシアム収入の大幅増加に伴いその他雑収入が 3 億円から 13 億円に増加し、また資金提供型共同研究が 32 億円から 39 億円（37.6%）、機関補助金が 26 億円から 33 億円（31.7%）に増大した。（図 44、図 45）

なお、機関補助金とは、施設整備費補助金以

外に、国等から産総研が受けた補助金を指す。平成 21 年度から当該収入が増加したのは、主に日本学術振興会からの先端研究助成基金補助金（最先端研究開発支援プログラム）と、文部科学省からの科学技術総合推進費補助金（平成 20 年度は受託収入）の増加による。また、研究助成金収入は、産総研に所属する研究者個人が受けた科学研究費補助金や NEDO グラント等の産総研への経理委任に伴い産総研が受ける間接経費を指す。

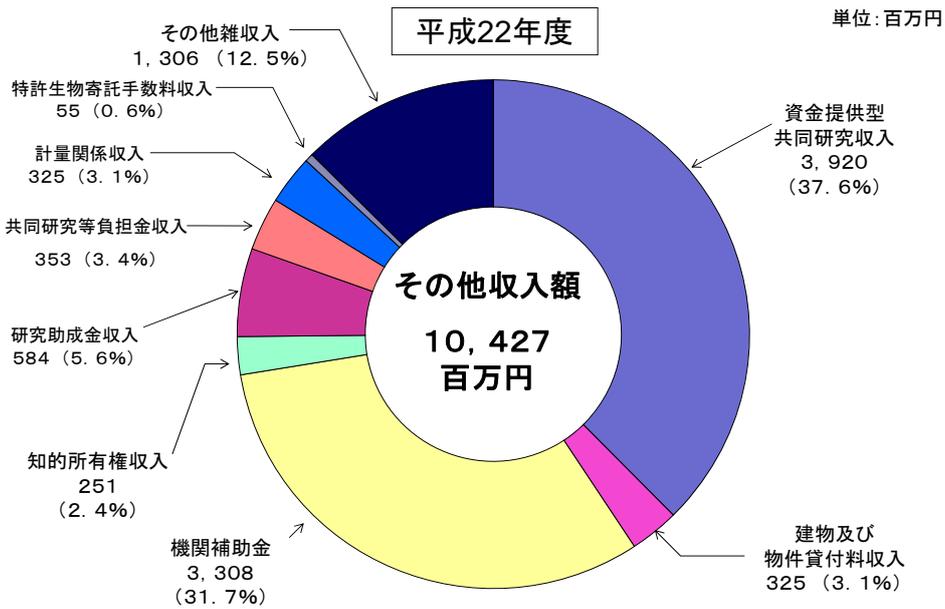


図 44 平成 22 年度その他自己収入の概要

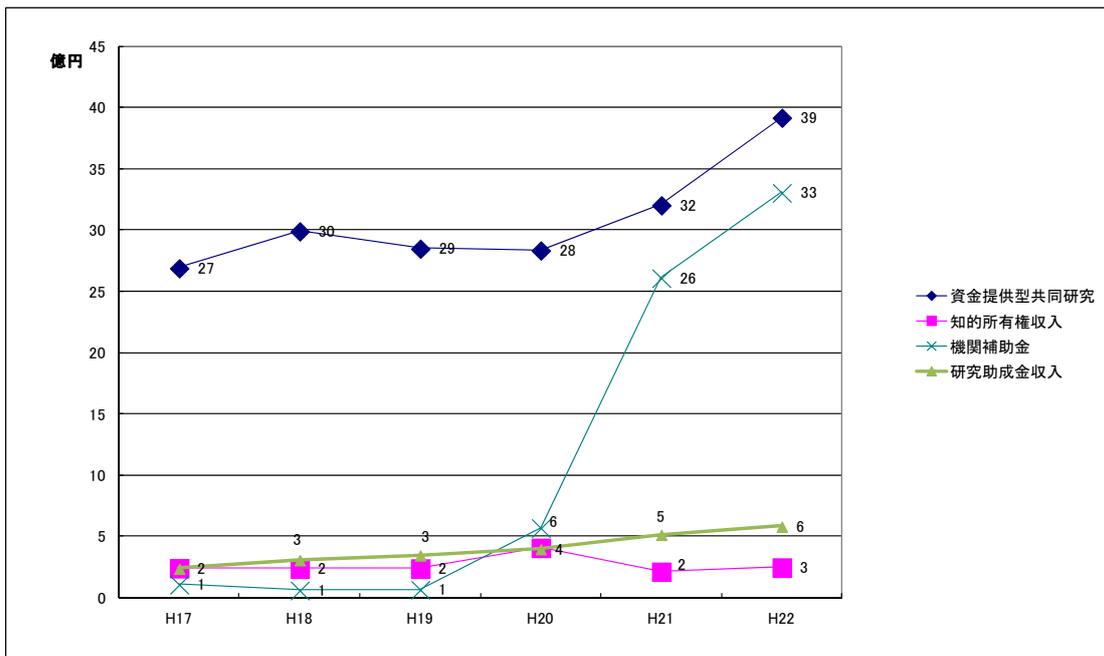


図 45 その他収入の推移

### 6.2. 支出決算

平成 22 年度支出決算額は 918 億円であり、第 1～4 号業務に係る業務経費が 585 億円 (63.8%)、間接経費が 81 億円 (8.9%) を占めた。(図 46、

図 47)

平成 21 年度比では、施設整備費補助金が大きく減少し、総額では 252 億円減少した。

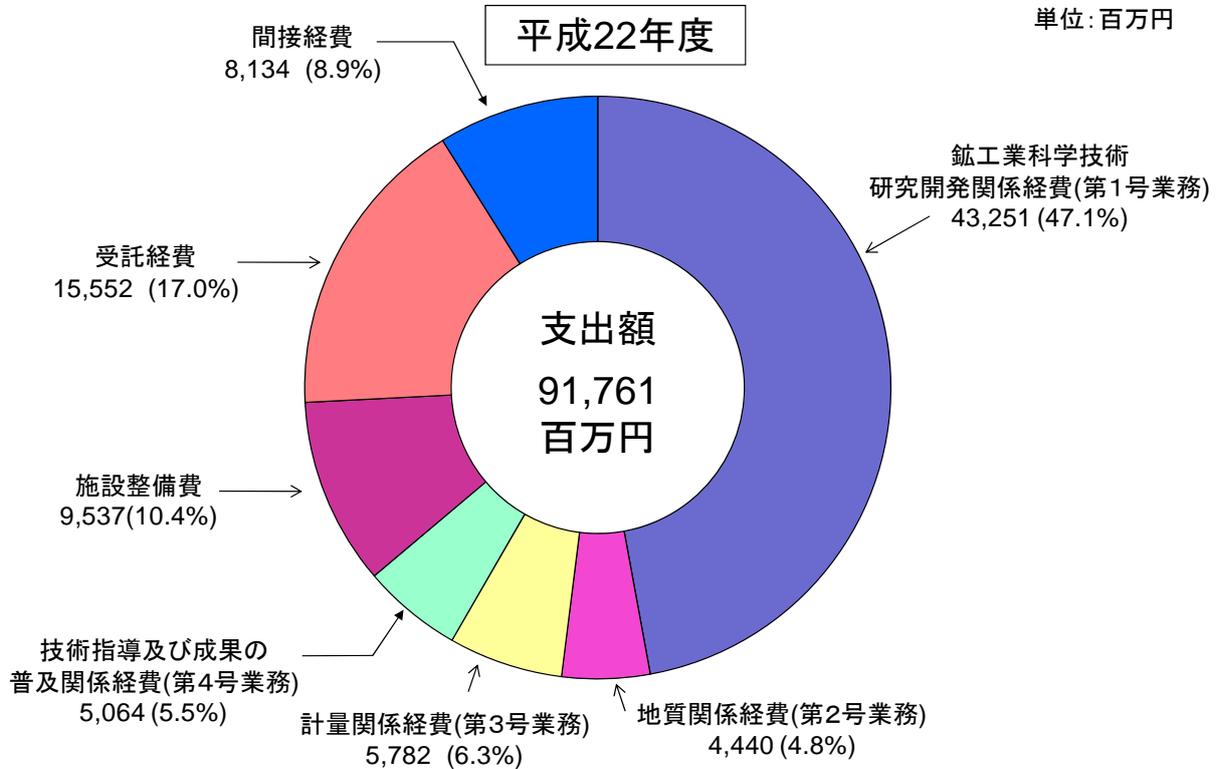


図 46 平成 22 年度支出決算額の概要

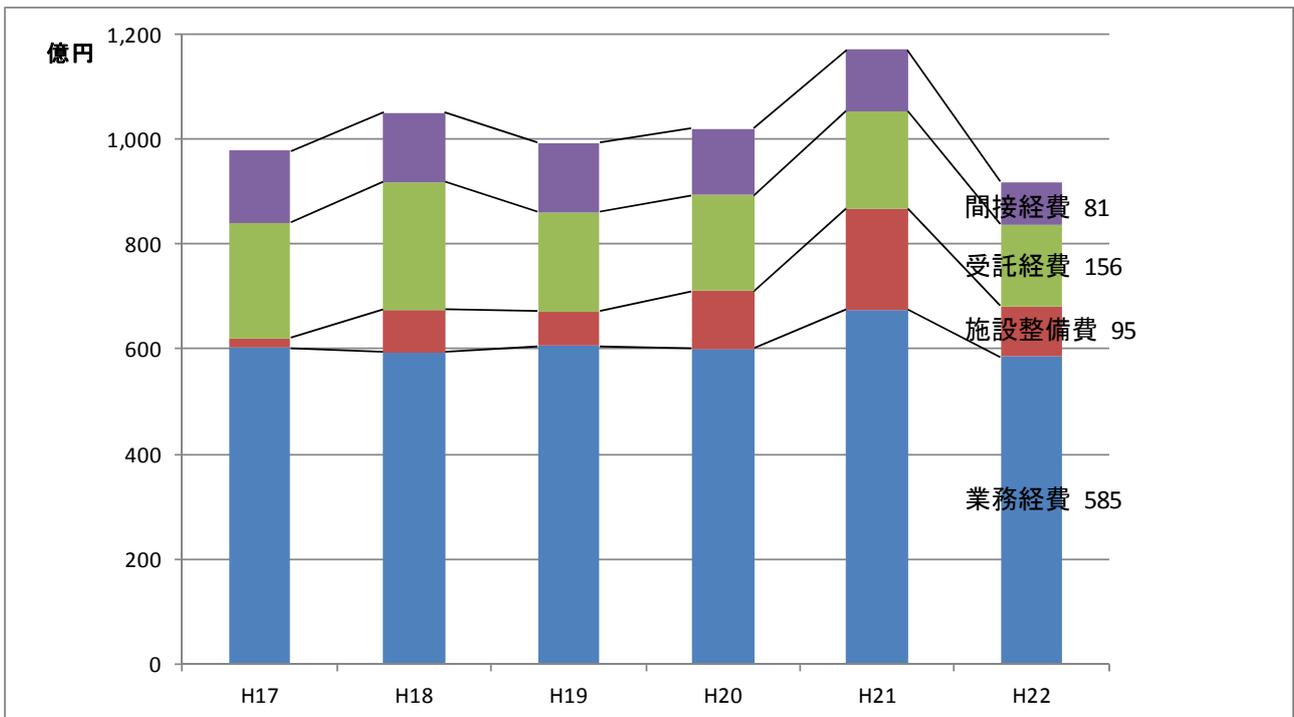


図 47 支出決算額の推移